

第六回国会 大蔵委員会 議録第十八号

昭和二十四年十一月二十六日（土曜日）
午前十一時二分開議

出席委員

委員長 川野 芳満君

理事北澤 直吉君 理事小峯 柳多君

理事小山 長規君 理事島村 一郎君

理事前尾繁三郎君 理事川島 金次君

理事林 百郎君 理事内藤 友明君

江田斗米吉君 岡野 清豪君

佐久間 徹君 高間 松吉君

田中 啓一君 塚田十一郎君

中野 武雄君 西村 直巳君

三宅 則義君 田中織之進君

中崎 敏君 宮腰 喜助君

河田 賢治君

出席政府委員

外務省管理 杉原 雄吉君

委員会委員 佐藤 一郎君

（主計局法規課 長）大蔵事務官 矢野 西雄君

厚生事務次官 宮崎 太一君

引揚援護庁次長 宮崎 太一君

委員外の出席者

厚生事務官 大須賀貞材君

厚生事務官 岡崎 豊君

厚生事務官 渡辺 文也君

農林事務官 庄野五一郎君

通商産業事務官 寺門 英君

會計検査 小峰 保榮君

院事務官 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

十一月二十六日

委員鹿野彦吉君辞任につき、その補

欠として小西英雄君が議長の名で

委員に選任された。

本日の会議に付した事件

未復員者給與法の一部を改正する法律案（内閣提出第五号）（参議院送付）

旧軍関係債権の処理に関する法律案（内閣提出第一七号）

薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案（内閣提出第三一号）

外国為替特別会計法案（内閣提出第三九号）

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第五三三号）

〇川野委員長 これより開会いたします。

大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案を議題として質疑に入ります。林百郎君。

〇林（百）委員 この四億四千万円増加するに至つた理由をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

〇佐藤（一）政府委員 御説明いたしましたように、本年度の大蔵省預金部特別会計外二特別会計と実はございまして、その内容は農業共済再保険の特別会計の農業勘定に繰入れる法律でござ

います。ちよつとわかりにくいのでありますが、前回の国会におきまして、大蔵省預金部特別会計と、それから農業共済再保険特別会計、もう一つは開拓者資金融通特別会計、この三会計に歳入不足補填のための繰入れを必要といたしまして、その三会計の繰入れを一本の法律で御審議をお願いしたために、この表題はこうなつておりますが、内容は預金部とは全然関係がありませんで、外二特別会計とございましてこの二特別会計のうちの一つであるところの農業共済再保険特別会計に対する繰入れ、こういうことでございまして。表題の關係で非常にわかりにくくなつておるのでございまして。これはただいま予算委員会の方で審議をしていただいておりますところの本年度の補正予算の中に、農業共済再保険特別会計に対して、一般会計から繰入れる金額が予定してございまして、そのために必要な根拠規定をここに設けるといふ意味で、前回の法律にございまして金額の限度を、さらに今回の予算に合わせまして、四億四千万円だけプラスをして金額の引上げをはかる、こういう法律でございまして。

〇林（百）委員 それはよくわかつておりますが、四億四千万円を新しくプラスするに至つた原因と理由を伺いた

い。

〇佐藤（一）政府委員 これは本年度暖冬等の關係から、麦に關しまして、異常災害が各地に頻発いたしておるのであります。従ひまして当初予定いたし

ました金額以上に、再保険金の支拂いが増加して参つた。そのために本会計に不足を生ずることになつたのであります。

〇林（百）委員 暖冬異変で麦の非常な減収があつたといひますが、その損害は大体どのくらい見積つておられますか。

〇佐藤（一）政府委員 これは御承知のように、共済金の支拂い対象となりま

すのは、基準收穫量に対する三割以上の被害でございまして、それに対してま

すところの面積が四十三万町歩でございまして。そうしてこのために必要な總

〇林（百）委員 十九億の損害の三分の一を保險で支拂つてやるというように解釈していいですか。

〇佐藤（一）政府委員 これは共済金額の支拂總額が十九億円になるわけであ

ります。それでこの中で農業共済保險組合が自分で負担いたします分と、政府の負担する所要額というものがございま

して、政府の負担する再保險金の支拂所要額は十四億円ということになつて

おります。

〇林（百）委員 そこで十四億の保險金の支拂い方法ですが、これはどうい

ふうに支拂つてやるのですか。

〇佐藤（一）政府委員 これは御承知の

ように、各共済組合から連合会を通じ

まして、政府としては現在再保險の形

をとつてあるのです。その再保險分だ

けをこちらでもつて見ておるわけ

です。

〇林（百）委員 農業共済再保險の保險料の支拂い状況、これは農村で聞きま

すと、非常に支拂い状況が悪いように

聞きますが、これはおわかりですか。

〇林（百）委員 再保險をするにしまして

も、たとえば災害があつた場合には、

これはやはり連合会の方から申請する

ものののですか。

〇佐藤（一）政府委員 さようでござい

ます。

〇河田委員 ままこういうことを聞く

のであります。村によつてはそう大

した災害もないのに災害を報告して、

この金がいれば取合ひつこになつてお

る。それから一方においては村の方

はとつておきながら、現実に百姓の

方へそれだけの金を渡してない。こ

ういうようなことがあるのですが、こ

ういふことについてどの程度の監督を

されておるか、一応伺いたいと思ひま

す。

〇佐藤（一）政府委員 これは全国並

びに各府県ごとに審査会というものが

ございまして、そうしていやくしも災害

がない、あるいは過小の災害について

みだりに保險金の支拂いの行われな

いように十分な審査をいたしまして、

かつまた各地の均衡をはかつており

ます。それからなお地方においてた

だまお話のように、各地方公共団体が

然支拂わなければならないものにつ

いて支拂つておらぬものについては、

これも同様に各府県に監督官を置き

まして、そうして常時監督をするとい

うになつております。

〇林（百）委員 農業共済再保險の保險

料の支拂い状況、これは農村で聞き

ますと、非常に支拂い状況が悪いよ

うに聞きますが、これはおわかりで

すか。

〇林（百）委員 再保險をするにしまして

も、たとえば災害があつた場合には、

これはやはり連合会の方から申請する

ものののですか。

〇佐藤（一）政府委員 さようでござい

ます。

〇河田委員 ままこういうことを聞く

のであります。村によつてはそう大

○佐藤(一)政府委員 ちよつと今数字の持合せがございせんが、農林省の方から資料を差上げます。

○林(百)委員 そうしますと連合会からの再保険の保険料はどうですか。

○佐藤(一)政府委員 それも前のと同様ですが、あわせて……。

○林(百)委員 そうしますと、それは後ほど資料をいただきますが、これはやはりきちん／＼と保険料を再保険の方が拂われてゐるのかどうか。これがいい加減になりますと、また大きな問題になります。もし保険料あるいは再保険料が組合員から支拂われないという事になりますと、その原因を究明しないとなつたこの会計について追加の処置をしなければならぬという問題も起きて来ると思ひますが、その点の大体の趨勢はどうですか。

○佐藤(一)政府委員 今数字が手元にございせんが、全体といたしましては、この会計についてはそういうおそれはございせん。全体としては会計としては十分歳入確保の方法を講じております。

○林(百)委員 その歳入の方法を確保してゐるというの、具体的にどういう方法でやつておりますか。

○佐藤(一)政府委員 歳入確保のために常に非常な努力を、この会計としては従来からも拂つておりますが、同時に一面において保険金の支拂いをするわけでありまして、一種の相殺関係に立つわけでありまして、できるだけ保険料を一方においてとるという事を、行政の運営上やつております。

○田中(總)委員 農林省の方が見えになつておりませんと、あるいはおわかりにならないかもしれせんが、今

度の農業災害保険の再保険に対する大蔵省預金部からの繰入れの問題であります。これはただいま佐藤さんの御説によると、麦の災害によるところの再保険金の支拂いが増加したということでございますが、別に今国会に出され

ております農業災害補償法の一部改正案関係では、牛馬の死亡廃用共済にかゝる共済掛金の一部を、一般会計からの繰入れということが出ておりますが、今度の増加額の農業災害の中で、麦だとか今言ふ家畜の死亡廃用等による共済金等との内訳がわかりましたら……。

○佐藤(一)政府委員 ちよつと今予算の数字を手元に持つておりませんが、今回農業共済再保険特別会計に繰入れます予算額の内容は、三つになつておりまして、一つがただいま田中委員のおつしやいました家畜再保険の問題、もう一つは例の従来の蚕繭につきまして、製糸業者が負担してござりました分を国庫負担に振りかへることにいたしました。それからただいまここに問題になつております麦の關係の三本が予算にも載つておりまして、その三本を一括して農業再保険特別会計へ繰入れ

ておるのでございまして、ところが前の家畜保険の分と三件について国庫負担に振りかわつたものにつきましては、ただいまお話がございました農業災害補償法の方において、根拠規定をすでに設けてございまして、それで麦の分だけにつきましては予算節約をして、それの根拠となるところの法的根拠を欠いておられますので、それでこの法律案の中で限度を引上げて、麦の分だけの關係をこの法律で根拠を與える。こういうことでもあります。

○田中(總)委員 そうしますと農業共済再保険特別会計の中の農業関係だけの繰入れ額が、四億四千六十六万円不足するので、これは一般会計から繰入れる。こういうことに相なるわけですね。

○佐藤(一)政府委員 さうでございます。

○川島委員 この機会にちよつとお尋ねするのですが、私の記憶があまりでないので、参考までにお伺いしておきます。農業共済保険の再保険でない共済保済の方、農家自身で支拂います保険料の基準はどういうものでありますか。

○佐藤(一)政府委員 基準といひますと保険料の率でございまして。

○川島委員 そうです。

○佐藤(一)政府委員 私保険料を最近のものをおぼえておりませんが、これは農林省の方から調べさせます。料率の内容は至急調べてお答えいたします。

○川島委員 それからもう一つお伺いしますが、再保険の特別会計において、今回は産麦だけの非常災害による

保険の財源の不足という事になりませんが、これは麦に限つたことではない。麦の非常災害の発生を相当受けたくらいでありますから、他の農産物においても相当の災害をこうむつておることは事実であります。ここに産麦の再

保険金の支拂いの増加だけが出て来たのはどういふのでしよう。他にはその災害がなかつたのかという問題なんです。その点はどうか。

○佐藤(一)政府委員 これは稲等につきましては前回の国会においてすでに出ておりました。それで麦の分だけが今回現れております。

○川島委員 そうすると参考のために聞くのですが、共済保険再保険は麦とか稲とかその他それ／＼の種別があつて、それに対する一定の予算を立てて来ておる、再保険の予算を立てる、こういう形になつておりますか。

○佐藤(一)政府委員 さうでございます。

○田中(總)委員 えらいとび／＼になります。この法律だとすると、今申しますように大蔵省預金部特別会計外二特別会計となつておつて、大蔵省預金部特別会計と農業再保険特別会計の二つが出ておりますが、ほかの一般会計というのは何でございますか。それと大蔵省預金部の特別会計への繰入れの金額はどういうふうになるのでしょうか。

○佐藤(一)政府委員 これは非常におわかりにくいと思ひますが、実は前回の国会において大蔵省預金部に相当の赤字が出ました。その繰入れをいたしました金額は四十数億だつたと思ひますが、前回の国会で出ております。それから開拓者資金融通特別会計というのがやはり資金が不足いたしましたので、それに対して八億くらいでした。繰入れることになりました。それから農業共済再保険特別会計というのにも赤字を生じまして、そのために繰入れを必要としております。この三本の繰入れを一括いたしました。一本の法律で前回の国会で御審議を願つたのであります。こういうふうには大蔵省預金部特別会計外二特別会計、こういうことになつております。ところが今回はこの三会計の中の農業共済再保険特別会計に關してのみ、あらためて繰入れの増額が必要ですが、たま／＼前

国会に出しましたこの法律案によつて金額の限度をおきめ願つておりますので、その従来八億でありましたものを四億プラスして十二億に引上げていただくという關係でありまして、今回の改正いたしましたのは預金部並びに開拓者資金融通については直接の關係がございせん。

○田中(總)委員 どうもややこしい名称が法案についておるものですが……。それでわかりました。ついでにお伺いいたしますが、大蔵省預金部特別会計については現在どういふふうになつておりますか。あるいはおそれる前回のような赤字は出ておらぬだらうとは思ひますが、どうも多額の資金をかかへ込むだけで、一向この資金が必要な方面に流れない關係があるのか、あるいは赤字が出るのはないかというふうな、宝の持ち腐れのやうな感もあるわけでありまして、この際大蔵省預金部特別会計のごく概略をお知らせ願ひたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 預金部につきましては、御承知のように例の戦時中からの国債をたくさんかかへ込んでございまして、いずれも相当利率が低くなつておりますので、そのための逆さや關係から、赤字がずつと生じて来ておるやうな關係であります。もちろん長く放置しておくことはできませんので、大蔵省としても各種の方策を立てて、十分にその逆さを訂正して、赤字の解消を一般会計等から繰入れましてはかつておるわけでございますが、相当の人員費、事務費というもので、現在においても通信費等やつていただいておる経費等が相当ございまして、そのうち赤字があると思ひます。その

最近におきますところの收支のバランス状況は、ちよつと今手元にありませんが、関係当局に言ひまして必要でしたらおつくりして差上げます。

○田中(總)委員 それではひとつ資料を提出願ひたいと思います。最近われはこうした行き方につきましては、賛成することのできない立場であります。相当租税収入をもつて国債の償却等が行われておるのであります。預金部の手持の国債等につきましても、国債償却の方針に従つて償却いたしましたものが、資金として還元しておるのだらうとは思いますが、その点はいかかなものでありましようか。

○佐藤(一)政府委員 ちよつとそれは……。

○川野委員長 それでは本案に対する質疑はあとまわしにいたしまして、未復員者給與法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を続行いたします。

○林(百)委員 まず未復員者の数を発表してもらいたい。

○矢野政府委員 今の御要望に応じて発表させていただきます。今政府においていたします一切のこれらの数字の発表は、總司令部発表に基いておるのでございまして、その点御了承願ひたいと思ひます。十一月三日の現在では、満州地区において六万三千二百二十名、ソ連地区におきまして三十二万六千六百七十七名、計三十八万六千九百二十九名。過般ソ連から總司令部の方へは、通告によりまして、ただいま五隻だけナホトカの方に迎へにやることになつておりますが、その通告が總計一万人でございまして、それが完了い

たしますれば、三十八万六千九百二十九名から一万名引きますので三十七万六千九百二十九名、こういうことになる次第でございまして、以上お答え申し上げます。

○林(百)委員 この法案に「満十八歳未満の子のうち」とありますが、その満十八歳未満の子供というのはどのくらいに算定しておりますか。

○矢野政府委員 それについては渡辺事務官の方から御説明させていただきます。どうぞよろしく願ひいたします。

○渡辺説明員 この法律の基礎になつておる十八歳未満の子供の数でござい

ますか。

○林(百)委員 適用を受ける者の数で

中、扶養手当を受ける者の数は大体二・七人というふうに算定してござい

ます。そのうちの内訳は、妻が〇・九人、長子が〇・五人、その他の親族が一・三人ということになつております。

○林(百)委員 そうすると結局幾らになるわけですか。具体的に調査してないので、まだ構つて来ないのが何件あつて、その家庭の中に満十八歳未満の子供が幾らあるというところは……。

○渡辺説明員 九月末の留守宅渡しの実施件数が四万九千五百四十五で、それにたたいし申し上げた扶養親族の員数の二・七人をかけて、いただいた数字のうち御質問の十八歳未満の長子とい

うのは、二・七をかけたものの答へに

〇五をかけていただければいいのであります。

○林(百)委員 実は未復員者の家族並

びに人員の数について非常な問題がある。たとえばソ連の方では大体あと一万人ぐらいい、ソ連の未復員者はもうないのだと言ひし、こちらの方はまだ三十八万人もあると言ひし、今日日本政府で調査したものとすると、留守宅で金をもらつてゐるものが四万九千五百四十五家族になるわけですね。もし留守宅がこれだけあるとすれば、この家族の数について調べれば、日本政府の数字が出て来ると思う。その家族の中で具体的に十八歳未満の者が大体どのくらいいるかという数が出て来る。これは司令部の発表のものとは違つて、日本政府独自で調べたものがわかつてゐるのだから、その宅の人数とその中における十八歳未満の者が幾らかといふことが出て来ると思ひます。それを

を出していただきたい。

○渡辺説明員 ただいまの御質問ですと、未復員者の数は即未復員者給與法の適用を受ける者というふうに、御解釈になつてゐると思ひます。御解釈が、未復員者給與法の扶養給與を受けてゐるものは、扶養親族というわけで、はまつた未復員者の方に対してのみやつてゐるのでありまして、未復員者の数とは若干離隔したすのではないかと

思つております。

○林(百)委員 そうすると、留守宅家族になつてゐるものは幾人ですか。その適用を受ける人数は幾らですか。

○渡辺説明員 ただいま申し上げた九月末の四万九千五百四十五件に二・七をかけたのが、この法律の適用を受けてゐる員数であります。

○林(百)委員 そうすると給與を受けてゐる者の数はどうして調査したので

すか。

○渡辺説明員 給與の実施は、ただいま各県の民政部の世話課で実施をしておりますので、その世話課から報告をとつてまとめております。

○林(百)委員 そうすると、この四万九千五百四十五家族の主人が構つて来ないというわけですね。

○渡辺説明員 そういふわけでござい

ます。

○林(百)委員 そうするとその抑留されてゐる地域別はどうなんですか。

○渡辺説明員 四万九千五百四十五家族の抑留地域別は、ただいま資料がござい

ませんが、調べれば資料は差上げられます。今ここには材料がござい

せん。

○林(百)委員 そうすると、日本政府独自でこの未復員者の数を調べてみたことはありますか。

○渡辺説明員 それは政令を出しまして、未復員者の数は當つてゐるということになつておりますが、私担任外でございまして、その点につきり申し上げかねます。

○林(百)委員 だが担任してゐるのですか。その担任してゐる人から日本政府独自の調査を出してもらいたい。

○矢野政府委員 それは各県々々の單位において調査しつゝありますが、まだ完全な調査の結論に達しておりません。現在のところまだ日本政府の独自の数をたたいしそのままに発表することとは、差控へたいと思つておりますので、しばらく御猶予を願ひたいと思ひ

ます。

○林(百)委員 それはどうして発表できないのですか。実は未復員者の数のことで非常に問題があるのです。最も被害を受けてゐるのはわが党なんです

が、至る所でその質問を受ける。あたかも日本共産党の責任で構つて来ないようなことを各地で言はれる。しかもここで司令部の発表とソ連の発表との間に、三十万に及ぶ差異があるといふことになる、ゆゆしい問題なんです。そこで日本政府独自の発表をそこに参考に入れて、われ／＼も考へてみたいと思つてゐるわけなんです。これは日本の国の未復員者だから日本政府が調査し、各市町村、各府県へまだ歸つて来ない者の数を届ける。これは一番正確にさつそくわかる問題だと思ひます。これをなせ今までのないか、またなせその数が発表できないかといふことをお聞きしたい。

○矢野政府委員 それは御希望としては、私たちがせひそういうふうにした

いと思ひますけれども、各般の事情で、まだそれを全面的に発表することの事情に立ち至つておりません。その点はお尋ねになりましたが、ただいまこれ

だけであるといふことを発表すること

もできないような事情でございまして

で、その点はいかんべんを願ひたいと思ひます。

それからただいまのソ連当局と連合軍の残留日本人の数の食い違ひといふ

ことについては、わが政府といたしま

ししては、ソ連当局から、もうあと一

人しか残つていないとか、そういうこ

とは何も実は報告を受けておりませ

ん。直接共産党自体からその御通告の趣があらばともかくとして、まだ独立

の交渉権がございせんので、結局は

總司令部の発表に基くよりほか、私た

部からの通告によつて配船の手当をいたしたのでありまして、それに対してはあとどれだけ日本人が残留するというような何らの条件をつけないで、これだけ送還するというのでございますから、ソ連当局の正式にどれだけの数が残留しているかというところについては意思表示は、まだ日本政府としては受けておらぬような次第でございます。

○田中(總)委員 今矢野政務次官が言われましたが、今ナホトカに配船している五隻の船の一万は、ソ連が先般発表した九万何千の中ですか。それとも外ですか。ついでに本年中に帰還する予定、それから先般ソ連側が発表いたしましたうち、もうすでに全部帰還が完了しているか、あるいはしていないとすれば、どの程度残っているかというところを、あわせて伺いたいと思います。

○矢野政府委員 一万人がもしも全部今回帰還いたしました場合においては、九万五千という通告の数からいたしますと、六名不足するだけだと思います。但し私たち政府といたしましては、樺太の帰還者並びに大連地区の一般邦人の帰還者は、実は九万五千の中には入っていないというように解釈しておつたのでございます。何となれば、先方の通告は捕虜という言葉がございましたので、一般邦人は捕虜の中に入っていない国際法上の慣例でございますから、実は九万五千の先方の通告に従つて、これらの一般邦人、樺太、大連地区等の人々を差引けば、今絶対の数にはつきり記憶しておりませんが、相当数の間開きがまだあるわけでございます。

○林(百)委員 あなたの方はかつて大連、樺太の数を含んでおらないと解釈するならば、その数は幾らあるかということですか。それもわからなくて含んでいるとかいないとか言えないはずで、もし大連、樺太からの未復員者の数がわかるというならば、しからばまだソ連から帰つて来ないという数が当然言えるはずだ。自分の都合の悪いときは言わなくて、自分の都合のいいときは違ふと思ひますというふうなことは、首尾一貫しないと思ひます。だからもし大連、樺太の一般同胞も含まれていないというならば、その数は幾らです。実際のことを言つてみてください。

○矢野政府委員 いわゆる九万五千を本年度帰還するという先方の通告を私たちの方で受取つたのは、シベリア地区の捕虜を帰すという報告として実は受取つたのでございます。ゆえにその中に捕虜でない一般邦人が大連地区並びに樺太地区から引揚げて来たのでございまして、先方の意思表示に従つて正確にそれを差引けば、その間さいぜん申し上げた六人程度の数の食い違いでなくて、もつと差がたぐさつくというふうな意味でございます。その数はただいまここに持ち合せがありませんので、それを差引けばどれだけ差が出るかについては、後刻御答弁申し上げます。資料を差上げてつてございませう。

○川野委員 ちよつと林委員に御相談申し上げますが、実は本法案の内容は簡単なわけなんです、引揚げ等の問題については引揚委員会等もございまして、相当検討されておるのかのように私は考えますので、できるだけひと

つ簡単に御質問したいと存じます。○林(百)委員 引揚委員会でも本年の春からずつと未復員者の数を要求しているのですが、なか／＼発表がないし、それから十一月二十日には大体報告するといふことを引揚委員会であなたは言明されておるはずだ。それならばきよは二十六日ですから十一月二十日は過ぎていますが、もうあなたの方から責任のある数字の発表があつてもいいと思ひます。私たちがなぜこれを言うかという、私の方の党にも関係あるといふことのほかに、なおこの委員会としても一体この該当数が幾らあるかといふこと、これも何か四万九千五百四十五家族にたゞ二・七人しかけるだけだといふのですが、もう少し正確な調査がないと、一体幾らの金をやめるのかといふことすらわからない。それでは大蔵委員会として責任が果せないうと思ひます。そういう意味で私はぜひ聞きたいと思ひますが、十一月二十日には相当正確な数字を発表すると、あなたは引揚委員会でも言明されておる。この責任はどうしてくるのか。

○矢野政府委員 特別委員会において、十一月二十日に私自身が政府として発表するといふことを申し上げたものではございません。調査をしておるが、十一月二十日までには大体調査も相当の見通しがつくであらう。しかしそれは事情が許した場合において公表するものであつて、無條件的に公表をいたしませんといふことは申し上げておられます。これは速記録をござんたいだきまして、あとの方にその旨はつきりと私は申し添えております。国の引揚げ促進に最も都合のよい環境に置きたい

というのが、私たちの念願でございますので、まだその引揚げ促進等にプラスにならないような問題は、なるべく政府としては出しやばつたことは慎みたいといふふうな気持ちにおいて、実は意思を表明したような次第でございます。

○林(百)委員 その数字を発表することが、引揚げの促進を阻害するといふのですが、それはどうして阻害することになるのですか。あなたの言う事情、これは秘密会にしてみればどうですか。秘密会にしてみればどうですか。なぜ一体日本政府の持つてゐる数字を発表できないのか。それを発表することによつてどういふ影響を及ぼすかといふことを、ぜひ聞かしてもらいたいと思ひます。もし何んでしたら秘密会にしてみればどうですか。

○矢野政府委員 その問題は日本が完全な国際公法上の独立国でありますれば、政府の意思で自由に思ふ存分にできますけれども、御存知のような環境に置かれておりますので、一切これらの数字においても、日本独自の調査は事実上不可能であります。何となればソ連との交渉もできない現状であります以上は、当然総司令部のその発表の数字を最も唯一の根拠とするよりほかには道がないと私は思つております。また現実において非常に困難の——ぼく自身が動亂の中におつて、しかも八月の十五日を過ぎても、あちこちと召集を受けているような実態もあり、各種の資料等も焼却されておるので、あの動亂の中で一分一厘——よしんば日本政府が調査権、交渉権といふものがあつても、確実な間違ひのない実数という

ものを算定することができないことは、少くともあの禍乱の中における実情を体験した者は、これは御理解がでると思ひます。以上のような理由のもとに、あくまで私は総司令部の発表を政府の一切の算定の基礎として、しこうして国内的に予算等の編成においては、それに基いてまた各県々々の世話課というものを中心といたしまして、さらに民生委員等の協力を得て、真に近い実数をつつて、そしてそれを予算編成の基礎の数として皆様の御審議を願つてゐるような次第でございます。

○田中(總)委員 なるほど未復員者の数を確認する方法といたしましては、ただいま矢野さんが言われましたような形において行われなければならない。それが現在とされておることはいふまでもありません。国内的な調査の範囲内において一分一厘違わないう数字は、これは出すわけには参らないと思ひますが、ほほそれに近い数を国内的な調査によつて確保することにはできると私は思ふ。現に政府はある程度それについての数があり、それと総司令部の關係において発表され政府に指示されて来る数との間に、どの程度の開きがあるかというふうなことも十分検討して、初めて引揚げ促進の運動が全國民的な運動として展開できるんじゃないかと思ふ。引揚げ促進の問題は、ただ単に政府がやつておるだけではなくして、国会の方も特別委員会までつくつて十分やつておるので、それから、従つてそのことが、公表を差控えなければならぬといふいたしますならば、少くとも政府と国会とが一体となつて引揚げ促進をするという見地か

ら、政府自体が調べられましたが数字と
総司令部の発表との間、あるいはソ連
側が示しておる数字との間にどの程度
の開きがあるかという事は、少くとも
国会委員会の秘密会等において明ら
かにされるべきが至当だと私は思いま
す。またそれは可能だと思ひますが、い
かがでしょう。

○矢野政府委員 ただいまの御意見並
びに御質問はまつたくごもつともであ
りまして、その通りに実は政府もぜひ
進めて行きたいと一切の調査をし、準
備をしておるような次第であります。

ゆえに皆様の御希望に沿うように、一
切のものの資料を公表申し上げる機会
が一日も早く来るように、いろいろと
折衝しておりますから、いましばらく
お許しを願ひたいと思ひます。それか
ら総司令部の発表と、未復員者給與法
に基いて給與をしておりますものの数
の根拠になつておりますものの開き
があつて、非常にそこに算定に困ると
いうようなことは全然ございません。
ただいまのところ事務局のさいぜん
申し上げました算定の根拠に従つて、
今回の予算措置も実はお願いするよう
な次第でございます。

○林(百)委員 全然われ／＼裏をつか
むような話なんです、そうしますと
国民の方は、まだ大体三十万も満州あ
るいはソ連地区に残留するんだとい
うことを信じ込んで、あたかも日本政
府が十分調査して発表したかの感を抱
いてゐる。しかも、そういう国際的な非
常に複雑な情勢があつて、あなたが国
會議員にすら発表できないという場合
に、ソ連大使館に行つて坐り込み戦術
など、しかも参議院議員が先頭に立つ
てやつてゐる。こういうようなこと

そはんと引揚げを阻害し、国際情
勢を悪化することになると思ふ。そう
いうことに対してはあなたの方の方は適
当な処置はなさらないのですか。そう
いう引揚げ者の数の点についてはいろ
ろ複雑な事情で、日本国政府独自の調
査の数の発表すらできない際に、一部
国民が一方的な考えでわれ／＼日本を
戦勝国として管理する責任ある大使館
に行つて、坐り込み戦術までして迷惑
をかけるというようなことをされてい
ていいんですか。

○矢野政府委員 その御質問に対して
は、政府としてそれを奨励も全然いた
しませんし、また禁止はいたしてあり
ませんが、私自身実は特別委員長時代
以来、シボルツ議長であるとかある
いはその他の総司令部関係の正式の交
渉機関とは交渉し、また民間の宗教団
体その他の各種団体との折衝はいたし
ましたけれども、少くとも私に關する
限りはソ連大使館その他にも、正式の
議員として私交渉に行つたことはあり
ません。新聞の伝えるところによりま
す、某議員等がソ連大使館に陳情に
行かれたように承つておりますが、こ
れは何ら政府自体の責任に屬するもの
でなくして、またそれらの人々が治安
を乱し非常な害悪を流すというよう
な、法に反するようなことをやりまし
た場合においては、それ／＼適当な処
置をいたしますが、ただいまのところ
新聞関係の情報であつて、それがは
たして法によつて取締るべきである
か、むしろそれらの議員各位の自衛を
お願いする以外に、政府としてこれを
ただちに取締るというような意思はま
だ決定してありません。

○林(百)委員 そういうことを別に禁
止をしないと云うんですが、現にソ連
大使館に行つて坐り込み戦術をして、
しかもソ連大使館では自分の方は自分
の国の発表に責任を持つ、これ以上の
ことを言われても困ると言つてゐる。
しからば行つた連中がしつかりした資
料を持つてゐるかという、これもあ
なた自身正確な数字を発表することが
できないのだから、もちろん行つた連
中も正確な数字を持つてゐるはずな
い。ですから今度は引揚げ者の問題につ
いては、政府が責任ある数字を発表す
るまでは、輕率妄動しないようにとい
う方針を、はつきり政府としても出
してもらいたい。そうでなかつたら、あ
なたが責任ある数字をここに発表して
もらつて、これ／＼のものは当然ソ連
地区に在るんだけれどもまだ歸つて来
ない、これは遺憾千万であるならある
と言つても可い、国際的にも非
常に大きな問題になると思ふ。そこで
もうまゝとめてお聞きしますが、なぜ一
体発表できないかということですね。
これはGHQの方で発表はいかぬとい
うことをあなたの方に言つて來てゐる
のかどうか。この点が第一点。未復員
者の数をあなたの方に発表してはいか
ぬということと言つてゐるのかどうか
ということ。それから向うの責任にお
いて、それが一つ、それから第二と
して、日本政府が四年間かかつて一
終戦後四年になつてゐるんですが、一
体どういふ方法で未復員者の調査をし
てゐるのか。これもその結論は大体持
つてゐるのかどうか。持つてゐるけれ
ども発表ができないのか。あるいはま
だ持ち得ないのかどうか。この点が第
二。まずこれだけ聞きたい。

○矢野政府委員 大体さいぜんから部
分的の御質問に個々にお答えしている
中で、ほとんど実は盡してゐると思つ
ております。第一の御質問に対しては
は、さいぜん申し上げたような事情で
ございまして。ただ、林議員の御質問の
中に、何ら確實な数字を持たないでや
つてゐるというような前提にお立ちであ
りますが、それは林議員のお考えの御
自由であります、私たちはあくまで
総司令部の発表を、現在においては最
も根拠のある数字として、國際法にお
いてもそれを信ずることが唯一である
という、その認識のもとに一切を進め
ております。しかし、さいぜん申し上
げましたような混乱等のために、神様
でない限り一分一厘も違わない未復員
者の数、その確実性を保証するとい
うことは非常に困難でありますので、国
内的なら国内的に各県の世話部を中心
に、また外務省は外務省の立場から各
種の調査をしておりますので、その国
内的な調査の完了と、公表の許される
事情に立至つた場合には、その間の食
違ひがどれだけであるということをし
り上げ得る時期があらうと思ひます。
しかしただいまのところ政府といたし
ましては、政府の意思においてまだ発
表する時期でないというふうに認定を
しておりますので、この点お許しを願
ひたいと思ひます。

○林(百)委員 ここで、そんなのらく
ら問答を繰り返してしまふ方がない
のですが、そうしますと、この法案の
適用を受ける者の数は、先ほど言いま
した四万九千五百四十五に二・七を
かけた数といふんですね。それでし
よ。その点、人数にして幾らで、金額に
して幾らだ。それが大体いつごろまで続
くのか。それをお聞きしたい。

○渡辺説明員 四万九千五百四十五に
二・七をかけまして十三万三千七百七
十一名。これがこの法律、未復員者給
與法に該当する人間であります。給與
手当を受けてゐる……

○林(百)委員 すると、これが一人当
り六百円になるわけですか。これに六
百円かけるんですか。

○渡辺説明員 そうではありません。
十三万三千七百七十一名というのは扶
養手当を受ける全員のことでありまし
て、十三万三千七百七十一名のうち、
それに〇・五をかけて、六万六千八百
八十五人というのが、今回十一月から
六百円になるものであります。

○林(百)委員 これに二百円ふえるわ
けですね。

○渡辺説明員 そうであります。

○林(百)委員 そうすると、今までの
未復員者に対する給與、これは總額に
して幾らですか。

○渡辺説明員 御質問がちよつとわか
りかねますが、按養手当だけですか。

○林(百)委員 扶養手当全部。

○渡辺説明員 今までですか……

○林(百)委員 ことしだけ。

○渡辺説明員 今年度の扶養手当だ
け、その今年度の当初四月から申し上
げます。月々申し上げましようか。四
月、三千二百七十八万八千六百四十八
円。五月九千三百三十八万五千八百三十一
円。六月一億一千二百四十四万七千七百
二十五円。七月七千七百五十七万七千三
百四十四円。八月五千六百七十四万八
千七百二十二円。九月九千五百五十四
万二千八百四十六円。この数字が各月
異同がございまして、ある月におい
て拂ひ渡すことにいたしましたも、受

くのか。それをお聞きしたい。

○渡辺説明員 四万九千五百四十五に
二・七をかけまして十三万三千七百七
十一名。これがこの法律、未復員者給
與法に該当する人間であります。給與
手当を受けてゐる……

取りに来なかつたため、翌月に繰込んだりしたために若干数の異同はございます。しかしこれは支拂いの実績でございまして、数字としては間違いないと思います。

○林(百)委員 そうすると大体いつごろまで、この給與を支給する必要があるという見通しを持つておるのでしようか。

○渡辺説明員 これは四万九千五百四十五の人たちが滞りきるまで続くというふうに考えております。

○林(百)委員 その大体的見通しによつて今後の金額が出て来るわけでしょう。

○矢野政府委員 その問題は、実は政府としては非常に焦慮いたしておるのであります。いろ／＼と総司令部を通じてソ連当局の正確なる死亡者の数であるとか、あるいは入院者の数であるとか、現在残留しておる総数であるとか、いふことを、しば／＼御報告を願つておりますけれども、いまだ一回もそれについてのソ連当局の回答が、総司令部を通じてありません。だから現実においてはソ連地区を全部調査する以外には、その道はないのであります。その点の御質問はそれがわからない限りにおいては、ただいま渡辺説明員が申し上げたより以外には申し上げる方法はないと思います。

○林(百)委員 そうすると、この未復員者は全部ソ連関係と見ているかどうかというところが一つ。それからもう一つは、ソ連関係で何らの返事をしないというところは、こちらの数字が見込み違いであるのか。こちらの数字の方が見込み違いで、向うとしては全部責任を果しているのではないか。そういう

ふうに解釈し得るのかどうか。

○渡辺説明員 ただいまの林委員の御質問に對しましては、四万九千五百四十五の地域別は先ほどの御説明の通り握つておりますが、ここに資料がありませんからあとで資料を差上げることになりました。

それからつけ加えますが、林委員の御質問の中の留守宅渡しを実施している人間というものは、未復員者の数には関係がないのでございます。

○林(百)委員 なくても家族の数がはつきりするくらいなら、未復員者の数だつてわかるはずではありませんか。家族の数が発表できるくらいなら、なぜ未復員者の全体の数が発表できないのですか。

○渡辺説明員 家族の数は未復員者給與法を適用しておるはずでありますので、それはわかると思います。未復員者の数については先ほどの御説明の通りであります。

○林(百)委員 給與を受ける家族の数だけが発表できて、未復員者全体の数が発表できないというばかなことはないかと思ひます。

○川野委員長 各位に御相談申し上げますが、実は御承知のように復員等の問題については特別委員会もできておることでございます。相当議論になつておるようでございますので、この委員会におきましては、できるだけ本案に関連のある質問を願ひたいと存じます。実は御承知のように、まだ未審議の法案がたくさんございまして、先ほど理事會におきまして、できるだけ審議を促進する、こういうような申合せもあつたようでございますから、その線に沿つて質問もできるだけ

簡略に願ひたいと存じます。田中織之進君。

○田中(織)委員 この未復員者給與法の適用しておるといふ人員は、先ほど私が矢野政務次官に御質問申し上げたと同じように、やはり日本側の一つの独自の調査によつて、適用者というものが出て来ておるわけですね。従つて先ほどの林君からの質問によりますと、十一月二十日ごろまではある程度の調査が完了する見通しも持つておられたことと思ひますので、公開の席上ではいろ／＼の関係からさしきりがあるだろうと思ひますが、別の機会でもよろしうございしますが、私は日本側自体の未復員者の数についての調査といふものは、少くとも政府に協力して、国民にかつて引揚げ促進をしておる国会には、政府としてお示しになることが当然の義務だと思ひますので、そういう機会を早急につくつていただきたい。あくまで未定稿であることはよくわかつておりますが、その点は今後のわれ／＼国会側の動きとしても、重要な一つの資料になるわけですから、国会の方に示していただきたいことを希望いたします。

次にこの法案がきわめて簡単だといふことを委員長も言われておるのであります。なるほど簡単なのであります。しかし未復員者給與法を実施いたしました建前からいいますならば、私は未復員者給與の問題につきましても、こゝろをこゝろと改定では済まされぬ幾多の問題があると思ひます。それらの点について私これから伺ひたいと思ひます。ことに直接法案に関係のある部分から御質問申し上げますが、今回未復員者の家族に対するいわゆる

扶養手当を、一般公務員の扶養手当と同様に、妻及び一子の分について六百元に引上げるというところは、最小限度の政府の改正として提案されておるのであります。私は公務員の扶養手当と同様に、御承知の通り未復員者給與法の適用を受ける扶養家族といふのは、まだ主人が帰つて来ておらぬ。従つて内地で公務員として働いておる人の扶養家族とは、同じ扶養家族であつても條件が違うと思ひます。従つて扶養手当につきましても内地の一般公務員より以下であるのを、せめて公務員の程度までに引上げるという程度の今回の改正であります。さらにそれを積極的に進めて扶養手当につきましてもさらに増額しなければ、これらの人たちの生計といふものは、憲法で保障された最低限度の生活を確保することも不可能だと思ひますが、この点について政府当局としてはいかにお考えになつておりますか。率直に申し上げますならば、扶養手当は妻及び子供が今度の改正で一人だけは六百元になつて、その他のものが四百円になる程度の改正では、これらの未復員者の家族は、憲法で保障された最低の生活も十分でないと思ひますが、それについて政府はどういうふうになされるお考えであるか。お伺ひしたいと思ひます。

○矢野政府委員 ただいまの御質問はまつたくごもつともな御質問でありまして、実はその線に沿うべく今回も相当努力いたしました。政府の提案は一応その程度に今回はとどめなければならぬやうな事情に立至りました。しかし次期国会においても立法府である国会の方で、この改正の法律案に関係

ある特別未帰還者給與法、それからこの改正法律案といふのも御提出の様子を大体承つておりますので、結局は今御質問の中にありましたように、その幸福を享受する人たちのための立法でありますので、あえて厚生当局が立案しなくとも、立法府の方でそういう方向に進みくだされば、こちらとしてはわれ／＼の希望が立法府において満たされるということになりますので、それに実は御協議申し上げておるやうな次第でございます。近くそれが上程されることは実は私たちは待望してゐる次第でございます。

○田中(織)委員 国会の方として本法並びに特別未復員者の給與の問題について、これは各派協同して今準備をしておることは、政務次官の言われる通りであります。私は本法は政府提案である関係から、政府がさらに筆頭一步を進めて施策を講ずることは、政治の衝に當る政府の責任であるといふ見地から御質問申し上げておるのであります。そういう見地から以下の御質問に對してお答えを願ひたいと思ひます。

ただいまの四條二項の改正の理由にも、公務員の扶養手当と同様に改むるというところになつておるのであります。が、そういういたしますならば、根本的に現在第三條で規定してある未復員者の俸給を月額百円にきめておるとは、著しく権衡を失ふと思ひます。もちろん未復員者で外地に抑留されておるところでは、本人は最低限度の生活はしておるわけでありまして、われわれは公務員と同じ六千三百七十四ペーの給與を要求いたしませんけれども、少くともその半分程度のもを確

保してやらなければ、またこの改正法案にも出ております程度の家族手当では、とうてい生計が維持できないのであります。未復員者の本人の俸給につきまして、これを少くとも公務員の半額の三千円程度に引上げるべきではないか。物価情勢その他の関係から見ても、また留守家族の生活を確保するという見地から、それが絶対に必要だと考えるのであります。その点についての政府の御所見はいかがですか。

○矢野政府委員 まつたく御同感であります。百円はお話にならないような低額でありますので、一応厚生当局としては三倍の三百円というように見当で、実は案を進めておりましたが、立法院の方です。御計画になつておりますので、厚生省が提案するか、立法院が提案するかという二つの場合には、むしろ立法院の方がその本質上お出しいただくことが適當であると思つて、実は厚生省は協調することとして、手を差控えるというような次第であります。いずれ皆様の方で御提案いただきまします中に、あるいは帰郷旅費も千円が三千円程度、あるいは引揚げ旅費の千五百円が千七百円になるなど、さまざまの御希望が立法院で立案されておるやに承つており、関係方面との折衝も進んでおるようで、たいへん喜んでおる次第であります。

○田中(鐵)委員 今政務次官の言われたように、国会側で準備いたしておる中では、確かにそういう部分があるのではありませんが、かりに現在の百円が三倍になつても三百円で、これは私が主張いたしております、少くとも公務員の半分の三千円の十分の一にしか当らないのであります。政府は少くとも

も未復員者を、公務員あるいは公務員に準ずるものだという基本的な考えが、あります以上、それに準ずる取扱ひを給與の面において行うことは、当然政府の責任だと思つて、これらの人たちは待遇改善の要求をするところの、何らの権利も保障されておらないのであります。この点につきましては、厚生当局といたしましては格段の努力をしなければならぬ。また根本的にはこうした給與を適用しなくても済むような事態が、一日も早く来ることを願ふことはもちろんであります。これが現実と存する以上、私はそうした基本的な考え方でも進んでいただきたいのであります。その点から一括して申しますならば、未復員者の帰郷旅費の問題につきましても、私は現行の千円は少くともいろいろの關係から申しまして三千円に引上げる。あるいはまた未復員者の死亡した場合の埋葬費その他の關係につきましても、現在の千五百円程度では葬式一つ出せるものではないことは、矢野さんも御存じのことだと思ひますので、こうした点につきましても、立法院の独自の努力によりまして、これが進められるようないきさつもありまします。そういうわれわれの努力は今後も続けるつもりではござい

ますけれども、それだけに頼らずに、政府自体として勇敢に、少くとも公務員に準ずるといふ基本的な態度として、本法がさらに徹底的な改正をせられることを強く希望するのであります。

最後に、終戦と同時に、おそろく抑留地においてもそうだろうと思つておりますが、いわゆる軍隊における階級というものは廃止されておると思つて、あります。しかし給與の点につきましては、たしか十一條であつたかと思ひますけれども、まだ旧軍隊時代の階級による給與が前提になつておるよう

に見受けられるのであります。ことに兵の階級についての問題であります。その点については現在もおそろく復員のときの清算の關係もあらうと思ひますが、これもすでに終戦と同時に軍隊の階級というものが、抑留地においてもおそろく全部排除されておることと思ひますので、その点から見て十一條におきましては、そういう兵の階級について軍隊時代の階級に基いての給與を改めて、これを一律に現在の最低の百円から百円ということにしてみたいと思ひますが、その点について政府としていかに考えになつておるか伺ひたい。

○矢野政府委員 初めからの御意見は、実は厚生省自体としてもぜひその線に沿つて積極的に改善すべく、万全を盡したいと思つております。

さらに実は米窪さんが労働大臣のときにも、完全失業者は舞鶴に上陸したときの引揚者であるから、失業手当も当然適用すべきであるというようなことを、私は委員長として申し入れたような次第もございまして、ただいまもその点、法の適用も受けられるような措置ができるよういろいろと折衝し、また研究も続けております。それから最後の問題については、ごもつとも御意見でありますから、ぜひ事務当局とも、また関係当局とも連絡をとりまして、すぐに調査をいたしたいと思つております。

○河田委員 田中君が引揚者の給與の問題などは質問しましたから、私はそれには触れませんが、先ほど矢野政務次官は、総司令部の発表の引揚者数を大体中心にして、そうしてこれを最も確実なものだとされておるのであります。ところがこの春第五国会におきまして、当大蔵委員会で未復員者給與法の改正がありましたときに、この引揚者の数について、他の方面にないかということを私が質問したときに、政府委員は、戦犯を除いて三万人ばかりの者がまだ東南方面におるといふことを言われたわけですが、その人々は一体帰つて来ましたがどうか。それをまずお伺ひします。

○矢野政府委員 その当時の政府委員がどういふ程度の回答を申し上げたか。現在私自身その資料を持ちませんので、よく調査いたしました上で御返答申し上げることにいたします。

○河田委員 政府委員がどう申し上げたかわからぬということでありまして、これは速記録にも出ておりますから、ごらん願ひたいと思ひます。やはりその当時外務省が総司令部の発表としてこの大蔵委員会に出しましたときにも、やはりすべて総司令部の方の発表はゼロになつておる。その後においても南方から三万人帰つたというようなことは、私たちは新聞などでも拜見しております。また今年の十月一日付で外務省管理局引揚げ航課で、やはり総司令部の発表として統計表を出しておりますが、それはやはりゼロになつておる。一体この総司令部の発表について、ほんとうに政府はこのまま確かなものであると考えておるか。この春私が尋ねましたときに、三万人も残つておるといふことを言われたが、一

体これについて総司令部の方の発表にも相當の誤差があるのではないかと、こ

ういふことをあなた方はお考えにならぬか。これをはつきり伺ひたい。

○矢野政府委員 さいぜん申し上げましたように、結局ああいふいまだかつて見ざる動乱に遭遇しましたので、おそろく総司令部のその数でも、絶対確実であるといふことはできないかと思ひます。またさいぜんの御質問の中の三万人まだ在留するといふことを、厚生当局がお答えしたくないや、はつきり私はさいぜん申し上げた通りに実は存じません。あるいは外務省の方からのお答えかとも思ひますが、その点はずきり調べた上でお答えをいたしますので、ただいま即答するのはお許しを願ひたいと申し上げておる次第であります。

○河田委員 厚生省の方から各府県等に対しまして、未復員者の数を発表するなというような指令あるいは訓令、あるいはそういう通達をお出しになつたことがありませんか。

○矢野政府委員 厚生省としてそういうことを通達したことはないやうでございます。

○川島委員 一言だけお尋ねしておきますけれども、この給與法の適用を受けておる未復員者の留守家族で、生活が困難で、その上に生活の保護を受けておる家族が相當龐大な数字に上つておるのであります。その家族数等がわかつておりますれば、この際示してもらひたい。

○矢野政府委員 大体六%の程度でございます。

○林(百)委員 資料だけ注文いたしました。この給與法の適用を受ける留守宅

の抑留地別のもの、それが各府県でどうなつておるか、それを調査した年月日、それをしつかり書いて明日までにお出し願ひたい。

○前尾委員 未復員者給與法の一部を改正する法律案につきましては、すでに審議も一応済んだことであります。なおまたその質問のうちに希望條件も十分述べられておると思ひますので、討論を省略いたしましたに採決に入られんことを希望いたします。

○川野委員 前尾君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員 御異議がないようでございますので採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を願ひます。

〔総員起立〕

○川野委員 起立総員。よつて本案は原案の通り決定いたしました。

なお報告書その他のことについては委員長に御一任を願ひます。

午前はこの程度にいたしまして午後一時半から再開いたします。

午後零時二十九分休憩

午後一時五十九分再開

○川野委員 休憩前に引続き會議を開きます。

まず大蔵省預金部特別會計外二特別會計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般會計から繰入金金に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、質疑を続行いたします。川島金次君。

○川島委員 この機会に、農業保険の利率算定の基礎は、どういふうなる

になつて行かれておるかを伺つておきたいと思ひます。

○庄野説明員 今農業共済といはしまして実施いたしておりますのは、農作物共済と畜産共済と家畜共済とございまして、ここに提出されておりますものが農業共済に関するものでございまして、農業共済の中には水稲、陸稻と麦の共済事業を実施いたしておるわけでありまして、その保険料の算定の基礎になりますものは、昭和元年から昭和二十年までの、毎年の各県別の被害統計を基準にいたしまして被害率を算定して、保険料の利率算定の基礎にいたしております。それが各県別に算定されるわけでありまして、それを県内の町村ごとに十二階級にわかつて、十二階級によつて町村別の掛金率を出しまして、それによつて掛金を徴収することになつております。

○川島委員 その十二階級を平均いたしますと、どれくらいになりますか。

○庄野説明員 全国平均いたしまして、麦の掛金率が一・五〇・八％になつております。

○川島委員 その一・五〇・八というものを料率に直すとどういふうなるになりますか。

○庄野説明員 麦の共済金額は、保険の一般の言葉で申しますと保険金額といふことになりまして、農家に支拂う共済金額が反当り二千元、千五百円、千円、こゝういう三段階で決定いたしておりますが、最高一石五斗以上の収益のあるものが二千元、こゝういうことになつております。それによりまして反当り二千元の共済金額を支給するよう

に、農家に対しては一・五〇・八をかけまして、二十一円ばかりになるわけでございます。そのうち水稲と陸稻と麦といふものは、掛金のうち一部を国庫において負担するということになつておりまして、農家の負担部分が一・五〇・八のうち〇・八一五％、それから政府の負担部分が〇・六九三、こゝういふうになつております。

○川島委員 共済金の支拂いについて、通常災害と異常災害、またその中間に何か専門的な言葉で言ひ表わし方があるらしいのですが、それはどういふうなることになつておりますか。

○庄野説明員 利率計算にあたりましては、被害の程度によりまして、毎年超えるような普通の被害を通常被害、それによつて算定いたしましたものを通常被害率と称します。それから数年置きくらいに起るようなちよつと大きな被害を異常災害と言ひまして、その料率を計算したものを異常災害率と申します。それから十年以上二十年、三十年の間に起るような非常にまれな大災害を超異常災害と申しまして、その料率を超異常災害率と申します。その三者を集計したものを全国平均いたしまして一・五〇・八になるわけでございます。この災害率をどういふうに農家と政府において負担するか。この負担区分によつて農家から徴収する分わけでありまして、それで農家の負担する部分は通常災害のうち、全国共通の最低の災害率が出るわけでありまして、たとえば三重県が麦では通常災害の一番最低でございますが、この三重県の最低の通常災害率までは農民が全部これを持つ。それから通常災害率のうち三重県の線を引きまして、残りの部分の二分の一を農民が持つ、二分の一を

政府が持つ。それから異常災害につきましては、その二分の一を農民が、二分の一を政府が持つ。超異常災害については全部これを政府が持つ。そゝういふ計算で先ほど申しました〇・八一五％が農家負担、〇・六九三が消費者負担、こゝういふことに算定をいたしております。

○川島委員 先ほどの説明によりまして、三割以上の被害に対して、その保険料を拂う。しかも今回の増加を要する四億何がしの分は四十三万町歩にわたつておる。この四十三万町歩のただいま申しております国庫の負担に帰するところの異常災害の程度といふのは、どういふ程度になるものでありますか。具体的に……

○庄野説明員 二十四年度の麦につきましては、御承知のように昨年の暮れから本年の二月にかけまして、明治三十六年以来的暖冬異変という状況で、非常に麦が徒長いたしましたので軟弱に育つておる。それから二月から三月上旬にかけては非常に寒波が襲つて参りました。そのために軟弱に育つた麦が寒害、雪害、そゝういふものを受けて、それから三月ごろからやはり暖冬のために病害菌の越冬したものが多い関係で、病害が非常に発生いたしまして、さび病、白しづ病、根腐れ病、そゝういふものが全面的に発生いたしまして、五月中旬ごろから御承知の通りデラ台風その他が西部を襲つた。こゝういふ麦としては非常な不作の年でございます。こゝういふうに大きな被害を受け

たわけでありまして、それで保険金の支拂いは、耕地の各筆ごとに引受けをやり、共済金を計算することになつておりました。その各筆の減収が三割以上

になつたときに保険金を支拂つて、保険の支拂い限度は反当収益の二分の一を基準にして、先ほど申しました二千元といふものを支拂うわけでありま

す。それで三割以上から全損までの間を三割から五割まで、五割から七割、七割から九割、九割以上、こゝういふ段階にわけて共済金の支拂い割合を割合で出して支拂つておるわけでありまして、それで三割以上のうちに超異常災害がどれくらいという数字は、今各県のものもまだ数府県支拂いが残つておりました。全部統計を締めておりましたので、こゝで申し上げかねる状況でございます。

○川島委員 麦の保険金はわかつたのですが、水稲の保険金は反当りどのくらいになりますか。

○庄野説明員 二石以上の分が三千九百円でございます。

○川島委員 反当収量の価格に対する三分の一といふことになるわけですか。反当収量の收穫物の価格の三分の一になるわけですか。

○庄野説明員 反当収量が二石といたしますと、米の一石の生産者価格がきまるわけでありまして、それを二石分と算定いたしまして、それを標準にして大体その半分といふことで決定いたしております。三千九百円といふのはやはり計算の都合がありまして、ちよつときり半分にはなりません。大体半分といふことになつております。

○川島委員 そゝうすると現在農村における所得課税の関係で、反当が大体七千九百円か九千七百円か記憶がありませんが、一例をあげますと埼玉県あたりで、今度の二十四年度の課税の査定は、大体反当九千円近くになつてい

のじやないかと思うのですが、その点はどういうふうになっておりますか。

○庄野説明員 水稲は水稲だけとして収益を計算いたしております。税金の方の査定と申しますと通年で反当収益が出るのじやないかと思いますが、水稲だけでございしますが、それは私の方ではマル公で生産者価格を基準にして計算いたしております。

○川島委員 その税務署の査定の場合にも、やはり生産者価格で査定してあるわけですか。かりに九千円といたしますとその半分の四千五百円ということになるが、政府の今の農業共済保険の保険金額とは大分違つて来るのですね。

○庄野説明員 それは超過供出なんかあつて、そういう収益がふえて来るのじやないかと思ひますけれども、私の方は超過供出じやない、通常の供出価格の分だけで計算いたしております。

○川島委員 そうするとこの農業共済というものはきわめて合理的ではないように感ずるのですが、政府はそういうことについて何か考えたことがありませんか。

○庄野説明員 補償法の百六條に「農作物共済及び畜産共済の共済金額は、主務大臣が共済目的の種類ごとに單位当り收穫量別にその收穫物の価格の二分の一を標準として定める」ということになつておるわけでありまして、收穫物の価格の二分の一を標準にするというところは、大体その收穫量を各筆について計算するのが合理的でありますけれども、今の保険の方の陣容なり技術的な面から、一々各筆ごとに収益を計算することが非常に困難でござい

ので、大体二石以上の生産のある水田、それから一石五斗以上二石未満の水田、一石五斗未満の水田、こういう三段階にわけまして、その二石以上なら二石というものに生産者価格をかけたとして、それによつて二分の一を標準にして定めておるわけでありまして。各筆ごとにその収益を算定してそれにかける。そういうことまでまだ技術的に進んでおらないわけでありまして。

○川島委員 だん／＼わかつて参りましたが、農家が生産に携つております場合に、農家自身の過失等によらずして、いわば天災によつて、営々辛苦いたしました作物がほとんど收穫にならないような事情になつたときに、農家にとつてはこれは最も致命的な打撃であります。その致命的な打撃を受けた農家に対する災害の共済としての精神から申しまして、今日の実際の農村の経済から見まして、この程度の共済金の支拂いで、農家の立上りと再生産への政府の協力になるとは考えられません。そこで政府はこの農業共済保険につきましても、現実の農村の経済状態に即応いたしました共済保険というものを、考え直す必要があるのではないかと申すのです。ことに最近では言うまでもなく農家に対する課税もきわめて過重になつておる。また農家自体の経済状況というものは、昨今きわめて切実な影響をこうむつて、はなはだしい窮乏に追いやられておる。しかもその上に昨日わが党から提案されました農林大臣不信任案の中にも説明がありました通り、農村の今後における経済状況というものは、国際的な食糧事情にとらひ合せて、いよ／＼困難をきわめるような事態に入つて来る

ときに、しかも日本国民の食糧の生産に當つては精力を傾けております農村の人たちに、この程度の共済保険では十分な農家の救済にならない。そこでこれら経済の事態に即応した新しい観点に立つて、農業共済の方法を別に考える余地はないのか、また考へていないのかというようにすることにつきましての所見がありましたら、この際聞いておきたいと思ふ。

○庄野説明員 これは補償制度の目的が第一條にございしますが、農業者が不慮の事故によつて受けることのある損失を補填して、農業経営の安定をはかるのがこの補償法の目的でございまして、これによつて現在のところ、今御説明申し上げましたように、反当収益の大体二分の一を補償限度にいたしておるわけでありまして、二分の一で農家経営の安定に資し得るか、あるいは再生産の確保の資金となり得るかということが問題になるわけでありまして。現在においては御承知のように今申しました各筆ごとに保険をやつておる農家におきましては、教筆の耕地をつくつておるわけでありまして、大体その保険は各筆ごとの損害だけを計算して、各農家経営にこれを豊凶ならして生じた損害についての補償でなしに、各筆ごとの損害だけを補償の対象としたとして、片方の田は非常に豊作で、経営全体としては非常に有利な場合も、やはり補償金を拂う、こういう制度になつております。それでこの補償制度の実施あるいは発動をする前に、すでに農家の経営においては、各筆の危険の分散が行われるわけでありまして、二分の一というこの限度をき

めましたのもそういうような意味と、やはり農家負担の掛金の点から考へて、やはり二分の一の程度にとめるとうように決定されたわけでありまして、今御質問のありましたように、この二分の一でいかにどうかということについては、特に單作地帯では年一回の收穫しかないのに、二分の一の補償ではとても経営の安定がでないというように要求もあつまして、これを七割ないし八割程度まで上げるかどうかというところについて、研究をいたしております。但しそういうような引上げということになりましたと、各筆ごとにやる今の保険制度を改めて、農家経営單位の豊凶をならしてみて、損害が発生した場合、今の供出制度と同じような保険金を拂う。こういうような方向に持つて行かなければならぬのではないかと申すので、私たちは実際に今実験的に各町村にお願いして調査をいたしております。

○林(百)委員 討論を省略するような方針らしいですから、討論にかえて質問をいたします。

○庄野説明員 御質問のように農家のめましたのもそういうような意味と、やはり農家負担の掛金の点から考へて、やはり二分の一の程度にとめるとうように決定されたわけでありまして、今御質問のありましたように、この二分の一でいかにどうかということについては、特に單作地帯では年一回の收穫しかないのに、二分の一の補償ではとても経営の安定がでないというように要求もあつまして、これを七割ないし八割程度まで上げるかどうかというところについて、研究をいたしております。但しそういうような引上げということになりましたと、各筆ごとにやる今の保険制度を改めて、農家経営單位の豊凶をならしてみて、損害が発生した場合、今の供出制度と同じような保険金を拂う。こういうような方向に持つて行かなければならぬのではないかと申すので、私たちは実際に今実験的に各町村にお願いして調査をいたしております。

金詰まりというふうな面から、保険の掛金の支拂いも農家から引下げということが要望されているわけでございますが、これについては料率の問題があるわけでありまして、ただいまの料率は二十二年から実施いたしておりますが、五年ごとですから二十七年には改訂することになつております。災害の状況によつては累單位に申しますと、料率の下りところもありまして、また被害の相当かさんだところは上る。これは自然的な災害の方から来る高低が生ずるわけでありまして。この掛金は、今は国と農民の両者で大体半々の程度で負担しております。農民負担の軽減という点から申しますと、さらに国庫負担の支出というものが要望されておるわけでありまして、現在の財政状態では、非常に困難ではないかと考へております。

○内藤(友)委員 今課長から農民負担の軽減というお話もありましたが、私は元來この保険というものは、消費者負担にすべきものではないかというところを考へております。どこの工業生産でも、その工場の保険料というものは、全部工業生産物の消費者がこれを負担している。これは当然だ。だから私は農業保険も国と消費者が負担すべきで、農民が負担すべきものではないと考へておりますが、その方向に持つて行かせる意思がありますか。この点をお聞きしたい。

○庄野説明員 ただいま私の説明で農民と国家の負担と言つた国家の負担は、補償法の本則から申しますと、消費者負担ということが原則になつておるわけでありまして。これは二十二年の水稲から共済事業を実施いたしまし

た際に、今国が負担しておる分は米価に繰入れて、消費者に転嫁するように措置するようになつておつたのでありますが、当時から低米価政策という問題と米の消費者価格を上げない、こういうような基本線から米価に繰入れることができなくなりまして、国家が負担するという臨時的な措置をとられておるわけでありまして、毎年この消費者負担分は臨時立法によりまして国庫から特別会計に繰入れる。こういうような措置がとられておるわけでありまして、ただそういう消費者負担の問題は、今後統制という問題がどうなるかということによつて、徴収技術の問題とからんで非常に困難な場合も生ずるわけでありまして、さしずめ蚕繭共済につきましても消費者が負担するように、二十三年度は掛金を製糸業者から徴収したのでありますが、二十四年度においては統制が撤廃になつてその徴収が困難だ、そのために国庫より負担する、こういうような臨時的措置をとつておるわけでありまして、統制の問題ともからみまして、徴収技術の面からもよく検討しなくてはならぬだろうと考えております。

○宮腰委員 この保険料の支拂いですが、ごく最近東北の団体が上京されましたの陳情の中に、米による保険料の支拂いというのを言われておりましたが、この問題に關しましては超過供給の価格と同様な米の価格で保険料をとつてくれ、こういう希望と、東北のような単作地帯にはもう少し負けてほしいという意見もありましたが、これはどういふお考えでありますか。

○庄野説明員 いわゆる掛金の物納の問題でございますが、これは現在非常

に不完全なものを実施いたしております。それは昨年からの超過供出は三倍買上げということになりましたので、事前割当も供出責任量を完遂いたしました。前割当については、保険の掛金を納める場合に、超過供出の方のそれに相当する米麦あるいはかんしよ、そういうものを供出したとすれば、超過供出の価格で買ひ上げて、それを掛金に充当するという方法をとつて来たわけでありまして、それにつきまして超過供出の価格の恩恵を受ける農家は、事前割当の責任を持たなければならぬ。それでわれ／＼の方で言いますと、災害を受けた農家は補正を受けますから、補正ラインから超過供出というものはあり得ないということでしたが、災害を受けた農家が超過供出ができるようにということになりまして、そういうふうな物納ができるようにやつてくれないうかがい要望でありました。われわれも補償法から申しますと、災害を受けた農家は超過供出ができない。超過供出の恩恵に浴さない。それで補正ライン以上の超過供出も認められるようにということとを、食糧庁の方に連絡して折衝いたしておりますが、なか／＼これは供出問題、予算の問題ともからみまして、難航をいたしておる実情でございます。しかしこれはあきらめずに、保険の掛金に關する限りは、超過供出と同じような取扱ひをされたいというところを、要望する方針であります。

○林(百)委員 先ほど川島委員からの説明もありましたが、共済保険によつて農家の不測の災害に対する補償を十分してやらなければならぬというのが、われ／＼の意見であります。そ

こで参考までにお聞きしておきたい。このたびの措置は暖冬異変による麦の損害に対する補償ということになつておるようでありますが、大体ことは台風やいろいろありましたが、これによる米の方の損害が幾らで、この保険による救済が幾らであつたか。また麦による損害は幾らで、この保険による補償が幾らであつたか。この二つをお聞きしておきたい。これは将来農民の天災地変による損害は、十分この保険によつて補償すべきであるというわれわれの見解から、参考までにその数字をお聞きしたいのであります。

○庄野説明員 本年産の麦の支拂いでございますが、これにつきましては、農民に支拂ひます保険金が全部まだまとまつておりません。まだ三府県ほどの損害評価の提出が遅れておりまして、全部のとりまとめができておりませんが、ここで繰入れの問題になつております。四億四千万円の算出の基礎のとき集計で申しますと、農家に支拂ひます総金額は十九億九千六百六十三万四千円程度見込んでおりました。そのうち政府が負担いたしました再保険金を、十四億一千九百六十三万四千円程度見込んでおりました。大体九月から支拂ひを開始いたしました。ただいまのところでは三府県を残しまして、大体政府の支拂ひは終了いたしました。

○林(百)委員 損害の累計は幾らになるのですか。どのくらいのものがこの保険によつて補償されるかということを知りたいのです。

○佐藤(一)政府委員 そうでございます。○林(百)委員 全国の損害はそれだけです。○佐藤(一)政府委員 これは三割以上です。三割以下は保険の対象になりませんから、われ／＼の集計に上つておりません。これは災害の方の統計から見ますと、ピラミッド型になりました。非常に三割以下の程度が低くなつておりますが、それはわれ／＼の集計に出て来ないわけです。米についてはちやうど損害集計期ではつきりしたことをとりまとめ中でございます。正確なことを申し上げることができないのであります。

○林(百)委員 もし米の損害が出て来て、これが不足になりますと、またこの臨時的措置はやるのですか。○佐藤(一)政府委員 ただいまのところは麦で四億四千万円程度の不足金が出てきて、これを一般会計から繰入れて支拂ひということにいたしております。水稲の支拂ひ財源といたしましては、収入保険料を二十四億程度見込んでおるわけでありまして、それをオーバーする災害が起りますれば、繰入れあるいは借入れという措置を講じなければならぬと思つております。現在のところは二十四億程度の財源が特別会計にあります。

○林(百)委員 そこで最後にわれ／＼が注意したく、あなたにお聞きしておきたいことは、市町村農業共済組合から保険料が都道府県農業共済保険組合に行き、これがさらに政府の農業共済保険の特別会計に入る。また損害があつた場合にはこの逆の支拂ひがあると

いうことになつておるのであります。が、この保険料の納入支拂ひについて不正や腐敗や情実が介在しないように、十分嚴重な監視、監督が必要だと思ひますが、これに対する政府の措置はどういう措置をとつておられますか。

○庄野説明員 保険料の徴収とそれから再保険金の支拂ひ、あるいは共済金の支拂ひ、こういうものにつきましては、監督官庁といたしましては、町村の共済組合につきましては府県が当り、府県には政府補助の職員二級官一、三級官一が置かれておまして、政府補助といたしましては二名の行政官がおります。県においては県費補助でさらに数名の人員を設置いたしまして指導監督に當る。それから政府におきましては保険課の職員が県連合会の経理監査を随時実施いたしまして、そういう不正のないように万全の注意を拂つておるわけでありまして。

○田中(織)委員 先ほど庄野さんの御説明の中で、〇・六九三三は消費者負担で、これは本来ならば米麦等の消費者価格に織り込むべきだけれども、低米価政策の見地からこれは臨時的な措置として、一般会計から繰入れになつておるといふように御説明になつたのであります。が、われ／＼の従来聞いておるところでは、これが現実に米麦等の消費者価格の中に織り込まれておるやうに聞いておるのです。それは二十二年から実施しておると思ふのですが、消費者価格の中に織り込まずに、国の方で一般会計からこれを繰入れる、そういう方式をとつておられますかどうか。私が先般決算委員会でも伺ひました、生産者価格と消費者価格との開き

業災害に対する補償というようなものは、これはもう全部国で補償すべき筈合いのものだ、こういう見地に立つて

おるので、特に供出制度という形において、農民とすれば二重、三重の税金負担という形になって来ておるわけでありますから、そういう面に向つて農林当局として、ぜひとも災害補償の全額国庫負担による補償制度といふもの

を実施するように、御多分願いたし
てあります。それから同時にこの際お
伺いしておきたいのですが、農
業災害が最近頻発いたします関係か
ら、共済保険組合の仕事が相当頻繁
なつて来ておると思うのです。現在人
件費に対する補助が国から出ておるわ
けであります、大田町村で二名くら

い、の分として補助が出ておるように理解しておるのですが、実際は一名置か置かないかで、しかもそれが災害保険の方に専任することができずに、他の職務を兼職しておる。こういうのが共済組合の末端における実情と思えますので、この点につきましては

全国の保険の組合から、事務費の補助率についてこれを増額するような要望がたび／＼行われておることは、共済が保険課長の御存じの通りだと思うのであります。この点につきましては、明年度の予算も近くきまることと思いま

すが、そうしたことに付いて農林当局としては、この共済保険の重要性にかんがみて、来年度における国からの補助の増額について、現在いかなる処置を講ぜられようとしておりますか。この際承つておきたいと思ひます。

○庄野説明員 今御質問にありましたように、この保険事業の最も重要なポイントは、町村共済組合の拡充強化である

委員長に御一任願いたいと存じます。

○川野委員長 薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案は、すでに質疑打ち切りになつておりますので、これから討論に移りたいと思います。討論は通告順にこれを許します。前尾繁三郎君。

○前屋委員 ただいま議題となりました新炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案につきまして、民主自由党を代表して賛成の意を表するものでございます。おそろく最近におきましては、この繰入金につ

いて非常な問題が論議されております。最たるものではないかと思うのであります。しかしそれはこの特別会計が長年にわたつて非常に整理が悪く、大きな赤字を出しており、さらにまたその内容におきましていろいろ疑惑を持たれ、あるいは刑事事件も伏在してお

るのではないかと、いう点でございます。しかしこの繰入金に関するこのことの中に限って考えますと、すでに長年にわたつて出て参りました赤字の補填ではありまするが、この繰入金によりまして、一方において一番また問題とな

つております生産者に対する未拂金、これが支拂われないために、一面においては非常な問題を起しておる次第であります。従いましてこれは何として支拂わなくちやならぬ。また薪炭債の券にいたしても、それによつていろいろ金融上の問題があるわけであります。それでおそらく赤字はこれ以上になるものではありますうが、ただだ

ましてはわれ／＼は何ら反対する理由はありませんので、賛成の意を表する次第であります。

○川野委員長 田中織之進君。

○田中(織)委員 私は日本社会党を代表いたしました、ただいま議題になつております薪炭需給特別会計への一般会計からの繰入れに関する法律案に対して、反対の意見を述べようとするものであります。薪炭需給特別会計の赤字の原因につきましては、興党の前尾委員からもその点が認められておりますように、赤字発生の原因、また赤字の内容そのものには幾多の問題があるものであります。ことにこの問題に関連いたしましては、刑事問題の発生も今や必至の情勢にあるのであります、これを糾明しなければ、今回の一般会計の繰入れの上に、五十四億七千万円という多額の国民の血税をこれに補填するということは、軽々にやるべきではないのであります。ことにこの薪炭特別会計の赤字の発生過程を見て参りまして、二十三年末から本年初頭にかけての赤字が、殺到的に出て来ておるといふ事実は、政府側の示しておる数字にも否定することのできないものがあるであります。たとえば昨日の本委員会における質疑におきまして、薪炭債券の二十八億数千万円というものが、五月二十日に一度に発行されておるのであります。政府の説明によりますとそれは四月、五月、六月、七月においても引続き政府が買上げをいたしました関係からいつた資金である、かように申しておりますけれども、買入れと同時に売渡しが行われておるのでありますから、その面から見てわれ／＼は実際本年の二月から

買入れをきわめて抑制いたしまして、ほとんど四月以降は停止するような状況のもとにおきまして、二十八億数千万円という多額の薪炭債券によつて調達した資金が、この会計において急速に支出せられたということにつきましては、多大の疑問を、いな疑惑を持たざるを得ないのであります。そういう点の一つ。

さらに政府の方において薪炭会計の運営を中止いたしました、赤字を補填するといふ計画が発表せられるや、政府が本委員会に提出いたしました資料によつても明らかなるごとく、卸売業者等の未回収金の回収が著しく低下しておるといふこの事実を見ましても、われ／＼は清算過程における特別会計に多大な、その赤字のほぼ総額に匹敵する一われ／＼の見るところでは、さらにこの調子であつて赤字は十億程度ふえるものだという見込みであります。その大部分のものをこの際一挙に補填するといふやり方をとりますることは、現在なおこの売掛金として残つておる約二十億、また手持薪炭の売却処分等にあたりましたも、こういう方針が示されるならば、これは結局龍頭蛇尾に終つて、国民のために当然回収しなければならぬものも、きわめて不十分にしか行われぬというところとが、すでに本法案が提出されるまでの過程における、未回収金の回収の著しい低下においても言われるところでありまして、そういう点からもわれわれは本法案には反対するものであります。従いまして一方においてわれ／＼は、現在約二十億の生産者に対する未拂金はすみやかに支拂わなければならないと思つております。従つて昨日

またそれ以前からわれ／＼が本委員会に質疑において、政府に幾たびか本案の撤回を要求して参りましたように、生産者に対する未拂金約二十億を一日も早く拂つてやらなければならぬ見地から、これを一般会計から融通するというにいたしました、あとの五十四億七千万円という薪炭債券を償還しなければならぬのであります。これはいわば政府と内輪の関係にある日銀が持つておるものでありますから、こういうものは特別会計の赤字がはつきりと清算されてから、繰り入れすべきかどうかというのを決定すべきなのであります。政府の説明によつてわれ／＼が聞き得たことは、五十四億七千万円のうち、約二十億はさしあたり生産者に対する未拂金の返還に充てるといたしましたが、残り三十四億七千万円は薪炭債券を落して、日銀の手持資金を豊富にする政府一流の金融資本に対する忠義立ての方式である、かようにわれ／＼は認めざるを得ないのであります。そういう意味におきまして、われ／＼はこの薪炭特別会計の赤字の内容をさらに徹底的に検討する見地から、本案の撤回を要求し、そうしてあらためて生産者に対する未拂金の二十億を一般会計から融通いたしました、薪炭債券の償却並びに赤字の補填等につきましては、本特別会計の清算が完了いたさないでも、確たる見通しがついた上に行つても十分間に合ふ。そういう見地から本法案に對しては、社会党といたしましては反対の意思を表明するものであります。

○川野委員長 宮腰喜助君。

○宮腰委員 私は民主党野党派を代表しまして、本案に反対をするものであります。すでに本案については予算委員会、農林委員会再三審議されて、その点は十分盡されておると思つておりますが、実際昭和十五年から昭和二十四年まで、いづ／＼行政措置の意慢もあつたと言われますが、実際には昭和二十四年の一月から七月までの不始末も、相当あると考えるのであります。この不正措置として空輸輸送とかい／＼の問題が残されておりますが、こういうような問題をまず片づけないで、さつそこの特別会計に一般会計から繰入れるというところは、そういうようない／＼な不始末を片づけた後になすべき性質のものであるわけでありませう。こういう意味合いから一時借入金でまかないまして、将来この問題の不始末が片づいた後に、本案を提出するのが順序だと考へるのであります。本案に對しては反対の意思を表明するものであります。

○林(百)委員 私は共産党を代表しまして、本案のすみやかなる撤回を要求し、並びに撤回返上したいと思つております。その理由は、第一にこの五十四億の一般会計からの補填が、大きな原因になつておることでありませう。これは現物の不足として十四億円が計上されておるのであります。この現物不足の木炭の五百二十万俵、まきの二千三百万把、ガスまきの二十七万五千俵、この不足になりました原因をつぶさに調査した結果、たとえば現物が未生産であるにもかかわらず、支拂い証票を出すと、あるいは現物が未生産であるにもかかわらず、受入れの証票を出すとか、あるいは保管中の損失とか、盗難にあつたとか、あるいは二重

の売拂いをしたとか、事由が不明だとか、一つとしてわれ／＼が納得し得る理由がないのであります。これは明らかに刑事的な責任を当然負うべきであります。これは國警においてもすでに調査をしておるのであります。こうして刑事事件にもなり、國警でも発動しておるものに対して、われ／＼は是れのものにはふたをするという形、このままこの法案をのむわけには行かないのであります。

第二の理由といたしましては、卸売業者から政府が要求されておるところの保管料、減耗料あるいは手直し費といふものでありますけれども、この保管料、減耗料あるいは手直し費といふもの、全部これが生産者と消費者との間に介在しておるところの卸売業者が、これを不正にやりくりしているものであります。その不正のやりくりの資金を、政府にその責任を転嫁して要求しておるといふことであります。このことはすでに会計検査院におきましても、卸売業者からの請求分であるところの保管料、減耗料、手直し料の十億円というものは、こうした一般会計から特別会計に繰入れるという措置をすべきでないといふことを、認めておるのであります。この支出の不当を認めておるのでありますから、これをカバーするといふことは明らかに不当であつて、この点においてもわれ／＼はこの法案を認めることができないのであります。

第三といたしましては、赤字の計算でありますけれども、林野庁当局は、三十九億九千万円の赤字を計算しておるのであります。会計検査院の計算によりますと、二十九億五千七百万円でよ

が開いて来た場合にのみ、初めてわれわれはこの法案について、真剣に考慮を拂うことができるのであります。今のままの形においては、われわれは国民の代議員としての任務を果すことはできませんから、われわれはここの法案をすみやかに返上したいと思うのであります。

○田中(織)委員　いろ／＼本案に対する質疑も行われておりますが、われわれが要求いたしました資料の中で、まったく何百分の一かの資料だけが提出されておるのであります、非常に本案の審議にわれ／＼は困難を感じておるのであります。会計検査院の昭和二十二年年度決算検査報告の五ページに、

〔委員長退席、前尾委員長代理着席〕

○小峰説明員 会計検査院の検査第四局長でございます。実は昨日午前中の御質疑を、ただいま田中さんのおつしやつたように伺いませんでしたので、私が参りまして、私からお答えするのはあるいは適當でないかもしれませんが

臨軍の方にまわしておる。こういうような操作をずつとやつていたわけがあります。ところが終戦後になりました。そういう操作を長く続けておることはおもしろくない。足りない分は公債を出すなり何なりして、収入支出をびつたり合せるようにしろという勅令が実は出たのであります。それでこの

りますが、これは臨時軍事費の歳出面に關する問題だらうと思ふのであります。そういうものが現にここに出ておる資料によりまして、いわゆる未回収額の調書がここにできておるわけでありませんが、相當の金額になるわけにあります。こういうものまでは會計検査院は一々出て来ないような仕組みに

なつておるのですかどうですか。

○小峰説明員 お答えいたします。未回収額の調書を実は私の方でまだいただいておりません。これは国の歳入として徴収決定をいたしました、それから収納になる手はになりますが、そうなりますと私の方で資料がそろう、こういう状態でございまして、この委員会の御要求で政府側が作成いたしました未回収債権というものは、部分的にはこれは徴収決定になりましたものとか、そういうものはわかつておると思いますが、全体としての額は現在の仕組みではわかるようになっております。

それから先ほど私の説明があるいは不十分だったかもしれないませんが、二百億という臨軍の決算上赤字が出ております。もちろん未回収債権というものがどん／＼とかりに入つて参りますと、これは一部は一般会計の普通の歳入にもなりますが、たしかまだ現在の制度では一部は臨軍収入の歳入になる面もございいます。これがどん／＼入りますと二百億だけ公債を募集しなくてもいいという関係になります。その意味では関係がございいますが、法案と、会計検査院で二年にわたりましてそこに早く臨軍の決算整理をすべきだという点とは、依然として関係ないわけでございます。それから会計検査院のその計上いたしましたのは早く整理すべきだという点と、これは規定上一般会計の決算の上にあげることになつております臨時軍事費の整理、毎年きまりました整理の分だけは一般会計の上に計上することになつておりますから、政府がこれを一般会計の上に決算に載せませんで別整理をしておる点、これ

もよろしくないといつて批難——批難とまでは申せないかもしれませんが、検査報告に掲げてあるわけでありす。

○田中(織)委員 大體臨軍費というのが一つの深いデイルの中において操作されておつたということは、私も戦争中そういうものを若干のぞいたような立場にありますから、わからないことはないのですが、会計検査院でこの決算検査報告書に出ておりますように、二百億からの歳入の不足がある。これはトータルで出て来ておるものですか。それとどの部分の歳入が入つておらないので、結局トータルにおいて二百億になるような形になつておるのか。その細目がはつきりわかつた上で、この二百億というものが出て参つたものでしょうか。それとも歳入歳出の総額を差引した関係から歳入は二百億不足して、これが入つておらないというような形になつておるといふ一つの結果的な数字なんですか。

その点はいかがなですか。

○小峰説明員　ただいまの御質問にお答え申します。臨時軍事費は、御承知の通り科目整理なども比較的一般会計ほど科目も多うございませんし、非常にルーズといえはルーズのような整理をしておつたわけですが、この支出はもちろん臨時軍事費支出であります。それから収入の一番大きなものは、当時は御承知のように軍資金蔵入というものでしたわけにあります。そのうちの一番大きな部分を占めるのが公債費、こういう關係にあつたわけがあります。結局支出総額が幾らかこれははつきり出るわけであります。それに対して今までに入りました一般会計からの繰入れ、これは主として租税の

繰入れでありますが、繰入れなり今までに募集いたしました公債の手取金となるわけであります。今後この二百億を整理いたしますと、これも当然現在の情勢では主として公債金ということになるわけであります、この二百億の赤字をかりに整理するといたしますれば公債金、こういうことになるわけであります。それで先ほど御質問のように、かき集めたものとの差かとおっしゃいますと、あるいはそういう表現も成り立つかと思えます。

○田中(綱)委員　そういたしますと会計検査院からではなくて、これは佐藤さんからお答え願いたいと存じますが、ここに資料として出されました未回収額の調査を見ますと、低いものになるとわずか五円、十八円三十一銭、こういうような零細な金額があるのであります。ことにこれは東京機器工業で品目別にあげておるのであります。その中には十八円三十一銭、大きいので五万三百七十八円というような関係のものがあるのであります。どうしてこういうわずかな金額のものが今までに回収できないで、今度こういう法律によつて――場合によれば住所不定でわからないというようなことになる、結局そのまま回収できないものとして処理されようとするのであります。が、五円だとか十八円三十一銭だとかいうような零細な金額があるかと思ひますと、他面相当大きな何億という金額のものも出ておるわけであり。これは今までどうして整理がつかなくなつたか。

○佐藤(一)政府委員　お答え申し上げ

ます。今の田中さんの御質問でございますが、実はお手元の資料の中に出ておるかと思いますが、十六億円のみ回収権がございます。そのうちで特別経理会社の分が十億円ばかりございます。それから閉鎖機関の分が約三億四千万円あります。御承知かと思いますが、これらの会社は、例の経理応急措置法あるいは閉鎖機関令等によりまして、一定の整理が終り、あるいは整備計画の認可が終りますまでは債権を動かしてはならぬ、債務を動かしてはならぬ、こういうことになっております。それで、たとい零細な金額でございまして、特経会社に指定せられましたものは、その整理が完了いたすまでは一応そのまま載せてある。それからなお、ごく零細なものにつきましては、住所不明等のものもございます。

大体そういう關係でございます。
○田中(織委員)　そういったしますと、政府の方では、ここに出ております十六億余の未回収債権のうち、大体何パーセント程度が実際に回収できるお見込みなんですか。
○佐藤(一)政府委員　特別経理会社の方は、例の再建整備計画等がございまして、そちらの方が全部完了いたしました。とつくりいたしましたませんが、その場合に御承知のように一定の整備計画に基きまして、債権の切捨てが、たとえば百万円ものが五十万円というふうに、一定の切捨率に基きまして認められるという場合がございます。それらの特別な取扱いをいたしますもののほか、現在債権の確定いたしておりますものは全部とるという予定にいたしております。閉鎖機関等の分につきましては、同様に現在まだその閉鎖機関

の整理が完了いたしております。で、その結果を待つておるような次第であります。

○田中(總委員) 次にお伺いしますのは、これはおそらく現在まで、復員局その他旧軍需省等の関係もあります。帳簿その他の上から残つておるものであります。私はこれ以外にまだまだ吞舟の魚を逃がしているような気がしてならないのであります。何らかの機会にそういうようなものが出て来ました場合には、どういふように処理されるか。ここに予定されている十六億のほかに……。

〔前尾委員長代理退席 委員長着席〕

○佐藤（一）政府委員 言いかえますと、まだ全然当方にわかつておりません調定未済額というものがございまして、調定の手続をとりましてから債権確定手続をとる、こういう予定であります。

○田中（織）委員 そういたしますと、このものにつきましたの時効という問題は当面にはないわけですか。

○佐藤（一）政府委員 御承知のような混乱した状況を経ておりまして、資料等が焼却あるいは亡失いたし、あるいはそれについて関係者が全然知つておられないというようなものが、知らぬ間に時効にかかることがあるといったしますれば、その点はやむを得ないと思ひますが、できるだけ調査をいたしまして、たとい本人が債権を確認しませんが、もしわかつております場合には時効中断の手続をとりまして、一定の債権の確定が行われるまではとにかくそのまゝにしておく、こういうふうに考えております。

交易常關なり國家の關係のものは、手持のものをほとんど足三文のようにに処理委員會会で処分しているようであり、ますが、そういうことになりますと、たとい個々に確定した債権がありましても、結局閉鎖機關の關係の方で取立てられるような時期になつたときに

は、取引がないというようなことになりはしないですか。

○佐藤(一)政府委員 これは特経会社も同様でございますが、実際問題としてしましては、ただいまおつしやいまして、たとえば一定の切捨てが特経会社等について行われる。あるいはまた閉鎖機関につきましても整理の手続を進めまして、そうして最後にパランスを見た結果によりまして、ただいまおつしやつたように、全部が完全に入ることができないようなことの手想もいたされま。

○林(百)委員 この閉鎖機関とか特経会社だとかいうものは、非常な大きな会社が多いわけなんです。そういうところは非常に漫々的で御親切にずつと延ばしておるのです。たとえばこの中に住宅営団だとか何だとかありますが、それはわずかなものなんです。そういうものに対してはどしどし整理をしていくという形ですが、こういう面から見ても、非常に大きな会社に対してはむしろ手心を加え、債権の確定が遅れ回収が遅れることによつて、大きな損失を国に與えているにもかかわらず、非常に庶民的に切実な要求を持つていくような債権は、遠慮会釈もなしに整理し取立てるという方針に対して、政府はもつと考え直して、大きなところはすみやかに処理し、回収し得る能力もあるのだから、そういうのを回収する考えはないのですか。

○佐藤(一)政府委員 これは戦時利得の処理でありますとか、戦後の一つまり従来の関係をどう処理するかという全体の国の政策にかかつて来るわけでございます。私どもこの債権を回収いたします前提といたしまして

は、もちろんこの再建整備の政策などを前提にしてとつておるのであります。従いまして終戦直後に行われまして、あの再建政策というものを頭に置いて、取立てるものは取立てるといふことは、現在としてはやむを得ないわけでございます。もしその方面におきまして一定の再建の計画が立つて、はつきり金額が確定したならば、その上でどしどしと滞納処分等の手続をもつて取立てる。現状としてはそういう以外には取立てられないのです。

○宮幡委員 その当時の売買価格と今日の売買価格と相当隔たりがあります。マル公の引上げなんかになつた場合には、その価格の利益になつた分については相当の税を課しているのです。将来こういうような価格増によつて利益を得ておる会社に対しては、特別な利得を追究するという方法を講ずる必要があると考えますが、政府は一体どういうお考えでしようか。

○佐藤(一)政府委員 ちよつとよくわかりませんが、たとえば特経会社……○宮幡委員 いや、どの会社も全部です。膨大な利益が招来されておるのです。たとえば今薬品の場合でも、十円のもの、五十円に上つたというところ、その四十円に対して相当の税をかけた。三年も四年も前の価格できめられたものを、今日手持しているものもあるだろうと思ひますし、そういう場合に、その債務者に対して、その利得を追究する考えがあるかどうか。

○佐藤(一)政府委員 これは結局もしも現在手持のものがあるというふうなもの、もちろんその当時の価格において処分したものでありまして、それは結局清算の結果、全体のバランス

に現われて来るわけでありまして、そのバランスに現われて来たもののうち、もしこの関係においてとるべき債権があるというところであれば当然取立てます。但しそれらによる特別の利得というものについては、直接これとは関連はいたしておりません。

○林(百)委員 こういうことですね。普通の民間ですと、軍の保管しておるものマル公が上りますと、一定の不当利得ということで税金がたかさんかかつて来る。ところが軍関係の物資の代金を拂わないでいたときに、その代金がそのまま全然物価とスライドしなくて残つておるといふことになりまして、結局金さへ拂えばよいということから、その一部を売つて金を拂つて、あとは幾らでもよそに流してしまふこともできる。そういう場合に、一定の軍関係の物資がどこかにあるというところになれば、その債権を回収する場合にも、その物資のマル公の値上りな

り、あるいはその当時の市場価格の値上にスライドしてやらなければ、非常な利得を受けることになる。だから早く処理しなければならぬ。早く処理するにいつては、特経とか閉鎖機関だとかいつて遅々として進まないといふことになれば、膨大な軍関係の物資を持つておるものは、インフレによつて非常に利得を得ることになる。これは金銭債権にかつてしまつておる。そういう処置を政府としては適当に処理しないのか。これは戦争当時の血の出るような献納物資でまかなわれておるものでありますから、そういうことを聞いておるのであります。

○佐藤(一)政府委員 現在別に特別措置をとつておりません。一般的に租税

というふうな方法を通じて、できるだけの確な調査に基いて、そういう不当の利得のないようにいたしてあります。

○林(百)委員 それからこまかいことですが、非常に小さい金額が上つております。たとえば日本タイプで三百十円、名古屋通信局で七十円、これはどういうわけですか。

○佐藤(一)政府委員 これはさつき田中さんから御質問がありまして、同じようにお答え申し上げましたが、つまり特経会社関係に指定されますと、財産を動かさないものでありますから、それでそのまま載つておるようなものがあるわけでありま。

○林(百)委員 通信局などは特経ではないでしよう。名古屋通信局の七十円というのは何ですか。

○佐藤(一)政府委員 これはこの表の中にちよいと符所のものがあるのではありませんが、私も実はこれを初めて見ましてびっくりしたのであります。これはたいして未測定になつておるものであります。言いかえますと、軍の関係者はこれはお前の方に貸しがあると言うが、相手の役所はそういうものはないといふことで争ひになつておる。まして、はつきりいたさない分がそのまま出しておるのださうであります。

○林(百)委員 それはどうして二万円ばかりのものを回収しないのですか。これは特経でも閉鎖機関でもないでしよう。

○大須賀説明員 これは今日資料を持つて参りませんが、記憶によりまして、二万九千三百円というものをまだ野田俊作氏は確認しないのでござい

○林(百)委員 確認しないと云つて異議を言うと、みなこれは不確定になつてしまふのですか。どういふ点で確定しないのですか。

○佐藤(一)政府委員 そういうものがたくさんあるのです。こちらがあると云うのに向うが承知しないのです。そこで今回この法律をお願いしているわけですが、そういうふうな何ぼ精を出しましても、懸案のままになつてしまつてしまつてしまつてしまつてしまつて、確定の手続を向うが承知しなくても、催告によつて確定させてしまふといふことにしまして、ただし、もちろん異議の訴えをさらに出すといふことについて妨げるものではないと云うことが、一応確定せしめるといふことを語つていくわけでありま。

○林(百)委員 そうすると、両方の間で物品の数字が違ふから拂わないのか、金がなくて拂わないのか、その辺の調査もしなければ、一応おれは異議があるのだと言え、全部とれないことになつてと思ひます。そういう点も、やはりこちらに有力な証拠があるならば、すみやかに回収の措置がとれないものでないですか。

御存じだろうと思いますが、こちらではそう申しておりますが、向うがやはり承知いたしませんと、民事訴訟のややこしい手続で、本来なら取立てをしなればならぬのでございますが、そういうことをできるだけ簡略にするという意味で、この法案を御審議願つて

しては、非常に簡略になるのであります。す。

○林(百)委員 これによりますと、一応債権ということになつておりますが、国家の立場からいって債権としてもう確定しているものですか。そうすると、一応まず取立てにおいて、それから、異議のあるものだけは、あとで異議申立ての裁判が確定したとき拂う。たとえば税金の例のように一応どんどんとつて、異議があれば裁判をする。その裁判の結果拂いもどすというような方法があると思ひます。税金よりもつと取上げていいものを、わずか七十円か八十円のものを異議があるからというて取立てないのは、これはおかしいと思ひます。だから結局、あなたはこの法律案は債権を取立てるための法案だと言ふが、實際は、軍関係の債権はめんどうだから免除してやるというのが、この法案の真意じやないかと私は思ふ。たとえば昭和電工の例を見ますと、大体三万円ぐらいのものがあるのですが、こういうものなんかは復金から融資した場合に、そこから先の国の債権は差押えなり何なりしておいて、あとで文句があつたら拂いもどすという方法が幾らでもできると思ふ。急いでこれを確保しなかつたら、先ほど言つたように貨幣価値は下つて行くというようになつてくるから、軍関係の債権は、もつと強力に確保する方法を考えたかどうかと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 昭和電工の場合は特経会社でございますので、少額な金もそのままになつてゐるわけでございますが、全体の問題としては、実は私たちが債権を取立てるという面だけを考へてゐるものにとりましては、むしろ

ろでできるだけ簡単にするという意味におきまして、そういう方法が事務的には望ましいのであります。實際問題といたしましては、たび／＼申し上げが違ふという関係上、どうしても税金と同じ手続をとるというところまでは行き得ないわけでありまして。

○林(百)委員 会計検査院の方にお聞きします。川西航空機株式会社というものがあつたのですが、それに対して既納物品代及び加工賃一億九千三百八十三万円、完成未納品及び仕掛品出来高一億二千四百六十六万円、合せて三億円を軍需省航空兵器総局と商工省整理部が拂つてゐるのです。これに対して会計検査院は、一億九千三百八十三万円は明らかに過大支拂いである、それから一億二千四百六十六万円も多過ぎる、われわれのおるであります。この川西航空機の軍需省航空兵器総局の支拂いについて、何か記憶にあることはありますか。また今読んだのはその通りですか。

○小峰説明員 これはその通りです。私は当時主管課長をしておりまして、この金額をまとめました。

○林(百)委員 そうすると佐藤さんにお聞きしますが、この川西工場に対して軍債権を幾らと認定しておりますか。

○寺門説明員 お答え申し上げます。現在在明和興業株式会社となつておりますが、これに対しては工具類の拂下げ代が二十六万一千二百一十五円五銭でございます。そのほかは全然ございません。

○林(百)委員 そうすると会計検査院で見ても、大体一億九千三百八十三万円は過大な支拂いだ、なお未納金は二

千三百万円と推算されるのに、一億二千四百六十六万円も拂つておるといふのですが、会計検査院の検査は一億近くあるのを不当支拂分債権としてわずかに二十六万といふのは少な過ぎるよう思ひますが、そういう関係はいかがですか。

○佐藤(一)政府委員 これはさつき小峰さんからもちよつとお話が出ましたのですが、今寺門説明員が申しました二十数万と、ただいまの不当支出額は同じ対象のものではございません。それで不当支出額の問題は考え方はいろいろございしますが、法律的に申しますと国営時代の不当支出額といふことになりまして、これはやはり不当ではあるけれども必ずしも違法ではないといふことで、債権には上せてございしません。

○河田委員 大分たくさんのお金を一聞くわけには行きませんが、特徴的のものを一つ聞いておきたい。それは旧軍関係だと思ひますが、復員軍人婦農組合といふのが一万九千九百二十円、金額はわずかでございますが、これはどういふ性質のものですか。

○大須賀説明員 復員軍人婦農組合につきましては、資料がございませんので、あとで調べて御報告申し上げます。

○河田委員 それではあとで資料として提出していただきます。それから各県の知事とか、経済部長、あるいは市長、こういうのは個人でございしますか、それとも法人ですか。

○大須賀説明員 これは個人ではございません。代表者としてのものであります。

○河田委員 特に官庁関係が相当あるようですが、たとえば大蔵省関係に専売局、税務署、造幣局、こういうもの

が若干あるわけですが。こういうものを取立てるのは、お互い官庁同士です。から、まず民間債務のように確定しないことではないかと思ふ。こういうものがいまだに残つておるといふことは、今日の官庁事務がいかに非能率であるかといふことを証明しておると思ふ。

民間会社から取立てるに比べていろいろの問題もあり得るけれども、各官庁同士の中において、こういう問題は、いまだにきまらぬといふようなことは、政府の怠慢だと私は思ひます。

○佐藤(一)政府委員 これは私もさきに遺憾だと思つておるのですが、その中にはただいま申しました資料等もございせんし、あるいは当時の人間もおらぬといふようなこともありまして、終戦後の今日においては必ずしも相手の官庁が承服するとは限らない。しかし今度の法律が万が一御審議の結果通るようになれば、できるだけ処理を促進する。もちろん一般会計同士の場合においては問題になりません。

これはあるいはこのまま打切るか、おそれる物品の拂下げの場合に問題になつておるのです。そういう点はできるだけすみやかに措置を講じたいと思ひます。

○川島委員 二、三お尋ねいたします。先ほどからいろいろ質疑応答を聞いておりますと、この十六億の未回収の、政府側で債権と称するものはきわめて不確定な債権であつて、債権になつておらぬような感じが強いと思ひます。大まかに聞きますが、この十六億の中で調定済みになつておるものはどのくらいあるのですか。ほとんどこれは調定済みになつていないものです

か。それをまずお聞きしたい。

○佐藤(一)政府委員 いわゆる、何人といへども裁判を受けるの権利を剝奪されないわけでございますので、われわれといたしましてはその場合に、全然最終的にも一方的にこれを確定するといふことはできないものと考えております。但しこの法律によりまして、本来でありますと、政府が保証いたさなければならぬ問題も、一応この法律によつて債権を確定いたします。しかしてこの承認をどうしてもがえんじない場合には、その保証によつてやることになるので、實際の手続におきま

○佐藤(一)政府委員 十六億のうちで債権者の確定いたしておりますものが十二億七千三百万ございます。それから残りがまだ未確定のものでございます。

○川島委員 そうするとこの十二億三千何百というのは、債務者が確認をした額ですね。

○佐藤(一)政府委員 そうです。

○川島委員 それではよろしゅうございます。それからこの中で住所不明の者がいるのですか。これは全部住所がわかつておりますか。

○佐藤(一)政府委員 三千二百万ばかり住所不明なんです。

○川島委員 件数にしてどのくらいですか。

○佐藤(一)政府委員 ちよつと今件数は手元に資料がありませんから……。

○川島委員 それからこの法律が施行されまして調定をいたしますと、分納なり延納などが行われる。そこで大蔵大臣は利息を付するという事になつておりますが、その利息を付する時期は、一休いつなんですか。

○佐藤(一)政府委員 これは延納の特約をいたします際に、そのときの市場金利を標準にいたします。

○川島委員 そうすると終戦以前すでに債務を負つておつたにかかわらず、終戦後四年も五年もたつてゐる。それでこれから調定をする。調定が成立したときに初めて利息がかかるという事になると、数年間は利息も何もとらぬで延納を承認するという形になる。そうすると今まですでに納めた者はそのままであつて、新たにこれから延納する者は、調定になつてから初めて利息を付するという事になると、非常

に均衡がとれない形になります。その点はどうか。

○佐藤(一)政府委員 これは従来早く納めた者との均衡ということですが、これは実はいろいろの考え方があると思うのであります。考えようによりまして、ゆつくり納めた者が得をするように考えられる場合もあるかと思ひますが、私どもとしては債権である以上は、やはり一定の延納の特約をいたします際には、つまりあらかじめそれを承知して延納いたします際は、一定の利息をとるというのが一般の原則であるという建前を考へております。

○川島委員 債権が確定して調定が成立すれば、それは拂下げを受けたときあるいは過誤拂ひ前渡しを受けたときから、すでに債務者というものは非常な利益をしてゐるにもかかわらず、しかもその後正直な者は納めてしまつて、今まで納めない者は戦終了後四年も五年もたつて初めて調定し、調定されてから初めて利息がつけられる。これはどうも私法律家ではございませぬが、国民的な立場においてちよつと納得の行きかねる点があると思ひますが、そういう行き方ではたして正しいものであるかどうか。そういうふうな考へておられるかどうか。念のために聞いておきたいと思ひます。

○佐藤(一)政府委員 これは理論的にはもちろん法定利息をとるべきものでございまして、今実情を聞きましてところ、でき得る限りはやはり法定利息をとつておるようでございしますが、やはり事情によつてとれない場合もあるようであります。しかし方針としてはとつておるようでございます。

○川島委員 事情によつてとらないというのはどういふのですか。その事情というものは……。

○佐藤(一)政府委員 陸軍、軍需省関係は一律にとつておるようであります。海軍省関係につきましても、その債務者の資力というやうなことを考へて、利子を現在までとつてないものがあるようであります。

○川島委員 その説明はちよつとよくわかりませんが、債務者の事情といつて、大体ここに出ておるいわゆる債務者というものは、われわれが大ざつぱりに見ても相当有力な、戦争中の法人もしくは個人であつたのです。それがわずかな法定利息が拂えないというやうな事情にあるといふことは、ちよつとかならずないのですか、どういふ具体的な内容なんですか。

○佐藤(一)政府委員 これはいろいろ運営の状況を聞いて見ますと、なるほどおつしやいますように当然とるべきもので、單に無資力という以外にとれないものもあるようでございしますが、これはただいまおつしやいましたように、今後はひとつ合せて全部とるやうな方針に、できるだけ統一をいたして行きたい。実はこの法律案が出来ますまでは、この取立てにつきましても十分そういう点が運営上も不十分な点がございまして、今回の法律がもしできますれば、法律的にそういうものについても運営上誤りないやうにやつて行きたい、こう考へております。

○川島委員 特に形から申せば当然法定利息にとつてしかるべきだと思ひますので、全面的にそれは実施するやうな方向に行つてもらいたい。

最後にその債権の取立てを実施する場合に、その主務官庁はどこがやることになるのですか。

○佐藤(一)政府委員 これは陸軍省並びに海軍省につきましても、厚生省の引揚援護庁の中に復員局というものがございまして、そこで旧陸軍並びに海軍の経理関係者のごく少数の人が現在残つておまして、取立てております。それから軍需省の分につきましても通産省が責任を持つことになつております。

○林(百)委員 第七條の二項ですが、これはなか／＼むずかしくて、いろいろの法律が出て来てわからないのです……。

○佐藤(一)政府委員 これは御説明したかと思ひますが、国税滞納処分の場合によつていふことが根本的の原則でございまして。国税滞納処分の長所とか特色は、いわゆる民事訴訟法の平続によりますよりも、ずっと簡略な手続によることができる点と、もう一つは他の債権者に優先する、いわゆる債権者平等の原則の例外になつておるといふ点でございまして。私どもがここで滞納処分の規定を援用いたします気持は、その前の長所を生かしたいという氣持でございまして。従ひまして各法律におきまして、滞納処分が優先的な地位を與えられておる、それらの規定は排除する必要があるというので、ここに特に置いてあるわけでございまして。

○島村委員 本案に対しては各位の数時間にわたる熱心な質疑がありましたが、質疑はこの程度で打切られんことを望みます。

○川野委員長 島村君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員長 御異議ないようでございますから、旧軍関係債権の処理に関する法律案については、質疑を終了いたします。

なお討論は後日に譲ることいたします。

○川野委員長 次は外国為替特別会計法案を議題として、質疑に入ります。

○小山委員 ただいま議題になりました法律案の中で、一点だけお聞きしておきたいことがあります。輸入業者が輸入する場合にL/Oについての五〇%を納める。そしてそれは担保を認めるということになつておるようでありますが、担保の中には不動産も入りますか。また不動産を入れた方が輸入の金融上、非常に現下の金詰まり状態上、役に立つのではないかと思ひます。でありますけれども、その御方針であるかどうか。それをお伺いしたいと思います。

○杉原政府委員 今の御質問ですが、それはこの会計は関係なく、本案の方だろつと思ひますが、まだその点ははつきりきまつていないと思ひます。現金を積み立てることもできるし、銀行の保証もできるし、他の担保もできるという広い範囲になるか、あるいは一定のものに限られるか、まだよく聞いておりませんが、私は聞いておりません。

○北澤委員 二、三点お聞きしたいのですが、従来から貿易特別会計の中に外国為替資金というものを置いて運営しておつたのですが、これを今回特に改めまして、外国為替特別会計を設け

て歳入歳出としてやるようになりまし
た理由、どうしてもそうしなければな
らぬのか。特にそういうふうな制度を
改めた理由につきまして、ちよつとお
伺いしたい。

○杉原政府委員 貿易特別会計の方で
は直接円と外貨との結びつきがありま
せんので、この会計におきましては外
貨と円の受拂いを、はつきりした分だ
けをやることになっております。従い
ましてこの会計におきましては輸入の
場合に外貨を供給する、そういう場合
には円をとおきまして、それから
外貨を出す。また輸出におきまして
は、輸出して取得しました外貨をこの
会計で受けまして、それからあとであ
るいは同時に円を拂います。それを原
則にして嚴重にやる。そうして政府の
行います外国為替等の売買をはつきり
記録しておこうというために、この会
計を別にいたしました。

○北澤委員 これを歳入歳出としまし
て縛つてしまふと、貿易のようなその
とき々の情勢によつて臨機応変の処
置を要するものについては、不便な点
がありはしないかと思ふのであります
が、その点はいかがでございますか。
○杉原政府委員 その点はまことにそ
の通りでございます。こういう仕事を
いたします会計といたしましては、基
金の方が確かに適當であらうと思われ
ますが、また一方政府の歳入歳出とい
うものは、相対的に見るために基金で
はよくない、やはりこういう会計でや
つた方がよいということになりました。
○北澤委員 この特別会計には、そう
しますと相当大幅の予備費とでもい
うようなものを計上するわけですか。

○杉原政府委員 その点に關しまして
は第四條に、やはり資本という觀念が
ちよつと入つておまして、この会計
をやつて行くためには全部を歳入歳入
でやつて行くという觀念では非常にき
ゆうくつでありまして、そこに資本
という考えを入れますので、ある一定
の資本を置きまして、それで運営いたし
ます。

○北澤委員 それではその第四條の資
本の内容についてお伺いしたいのです
が、その第一は「この法律施行の際外
國為替資金に屬していた資産の額から」
云々と書いてありますが、これは大体
どのくらいの額になりますか。それか
ら貿易特別会計から繰入れられる金
額、もう一つは連合軍最高司令部—
總司令部の勘定に屬する金額で、外國
為替で会計するその内容を御説明を願
いたい。

○杉原政府委員 ただいまのは三つか
らなつておりますが、第一のたたいま
やつております外國為替資金、これか
ら繰入れられる分でございますが、こ
の会計は、実は外貨を持ちますと円の
方が出拂いになつて赤になりますの
で、現在のところでは—ちよつと十
九日までの数字を申し上げますと、こ
の会計の外國為替資金で今やつており
ます分でございますが、これの入りと
いたしましては、最初に六月の二十五
日にスタートいたしましたときに、五
億圓を貿易特別会計から繰入れまし
て、これは旅行小切手、それから外國
人が持つて入りましたドルのノートそ
の他をかえる仕事がありましたので、
五億を繰入れまして出発いたしましたし
て、それから十一月一日から總司令部
の持つております外貨の商業勘定の経

緯と記録をこちら側へよこされまじ
たので、その仕事を始めました。その結
果といたしまして、最初に受入れまし
た五億、それから輸入によりまして資
金が入りました。これが二十億、それ
から國庫からの繰入金金を六十億、合
計八十五億、こういうものが……。
○北澤委員 その六十億は司令部の関
係ですか。

○杉原政府委員 六十億はまだスタ
トしておりませんで、六十億國庫から
の余裕金を借りております。それから
支拂いの方は六十一億支拂つておりま
す。輸出によるものを支拂いました。
ただいま残が二十四億でございます。こ
れがさしずめ引継ぎ金額でございます
す。

それから第二項の貿易特別会計から
繰入れるのは、五十億予定されており
ます。それから第三番目の、總司令部
の方から受けるもの、これは全然まだ
われ／＼には明かされておりません。
○北澤委員 總司令部から移管を受け
るのは外貨でございますか。

○杉原政府委員 外貨になると思いま
す。

○北澤委員 そうしますと、外國為替
資金の方から来るのが五億、それから
二十四億という残額は今の借入金關係
ですか。

○杉原政府委員 これは現在の残でござ
いまして、結局は六十億借入れをし
ておりますから赤字になつておりま
す。

○北澤委員 それと貿易關係の五十
億、そうすると大体その程度で金額で
十分運営できるという見込みですか。

○杉原政府委員 おそらくこれはむず
かしいと思いますが、一時借入れ限度

というものがそのために設けてござ
います。それは予算の方で限度がきめら
れていっていると思ひます。

○林(百)委員 外國為替關係の操作で
ありますが、この操作は外國為替管理
委員會のイニシアティブで操作でき
るのかどうか。今は國際的な、連合軍
の管理下にあるわけですが、こういう
場合に貿易關係の外國為替の操作、こ
れを日本政府の思うようにできるもの
かどうか。その点の將來の見通しはど
うですか。

○杉原政府委員 これは今のところま
だはつきりお答えできませんが、もち
ろん自由な操作はできないと思ひま
す。できる範圍でだん／＼やつて行く
ことになると思ひます。

○林(百)委員 そうすると具体的に言
うとそれはどういふようになるわけ
ですか。たとえば向うのドルを買い
たい。あるいは売りたいというような場
合、それはやはり向うから指示がある
時期に指示のある価格でやるのか。そ
れともこちらでやりたい場合には向う
へ申請して、向うの許可を得るとい
うことになるのですか。

○杉原政府委員 今の林さんの御質問
は、外貨がほしい場合でございます
か。

○林(百)委員 そうでございます。ほ
しい場合あるいは売りたい場合、そう
いふ場合は、いつ幾らこれだけやれと
關係方面から指示があつて、そのとき
初めてこれが動くのか。あるいは日本
政府の考えで少し外貨がほしいと思
うときには、これだけほしいということ
を申請して許可を得て操作するのだ
すか。

○杉原政府委員 現在ですか。

○林(百)委員 そうです。それからこ
の会計ができた後の操作……。

○杉原政府委員 この会計ができま
すれば、輸出する場合は銀行としまして
この会計に入つて行つていくわけであり
ます。輸入の場合は銀行としまして必要
な外貨を差上げます。

○林(百)委員 そうすると一々關係方
面に申請して許可を得るといふこと
なしに……。

○杉原政府委員 輸入の場合でござ
いますと、為替管理法に規定してござ
います。外貨予算というものをにつくり
まして、その外貨予算に従つて銀行で
許可するということになると思ひま
す。銀行で許可のあつた分は、向うか
ら必ず出します。

○林(百)委員 それから外國銀行で太
蔵大臣の指定するところというのがあ
りますが、いわゆる外國為替銀行の指
定、これは具体的にどうするのです
か。

○杉原政府委員 ここにございま
す。一番初めの外國銀行——三條でござ
います。それから外國為替銀行及び
外國にある外國銀行——こういうこと
でございますか。

○林(百)委員 そうです。大蔵大臣の
指定するのです。

○杉原政府委員 外國為替銀行とい
うのは、こちらの太蔵大臣が許可、認可
をいたします外國為替銀行でありま
す。この外國銀行と申しますのは、こ
れは國庫の金でございまして、この
外國銀行にでも置いていいという
會計の隨意に置かれるべきものではな
くて、大蔵大臣がここに置いていいよ
うに指定されたところに預け入
れて置くわけでございます。

○林(百)委員 大体どの国のどうい
うような銀行を指定するかというよう
なことはわからないのですか。もしわ
かっていたら、大体どういう——たと
えばドル地域ばかりでなくポンド地域
もある、あるいはドル地域だけならド
ル地域だけというふうに……

○杉原政府委員 これは大蔵大臣の方
で、私の答えすべき問題ではないと
思いますが、もちろんドルのみなら
ず、ポンドの方にも置かなければい
ないが、悪いと思います。

○林(百)委員 そのほかの国、ソ連と
か中共、そういう国々はどうですか。
○杉原政府委員 そうなりますと、こ
れは私の答えできない問題でござい
ます。

○小峯委員 ただいま林君から御質問
がありました、外国銀行の問題は相
当重要でございまして、大蔵省の局
長を次の機会にお呼び願っておき
たいと思います。

それから少し遠まわりになるかもし
れませんが、外国為替委員会の動い
ておる方向について、どの程度の仕事
をやっておるか。その活動の状況を
ひとつ概略でよろしいですが、お話し
たい。

○杉原政府委員 その点は設置法が上
程になつておると思いますが、そちら
の方でひとつ御検討願いたいと思いま
す。

○川野委員長 ちよつと小峯君に御相
談申し上げますが、実は明日復金の問
題について質問願うことになつており
ますので、銀行局長は明日来ることに
なつております。明日でよろしゅうご
ざいますか。

○小峯委員 けつこうです。それでは

優先外貨、これもいろいろ取沙汰され
ておりまして、ドル資金あるいは外貨
で表示された資金のあるパーセントを
限つて、旅行に使うとかあるいは見本
を取寄せるとかいうふうな、輸出資金
の優先使用方法があるだろうと思うの
ですが、この資金によつてどのくらい
の活動が行われておるか、具体的には
この資金を使つて海外に出ておる人
のどのくらいになつておるかというこ
とを御承知でしたら、伺つておきたい。

○杉原政府委員 今確かな記憶がござ
いまして、ちよつと聞きまして、こ
ろ、一万二千ドルくらいしかまだ出て
おりません。これが非常に遅れておる
理由は、私の聞くところでは、こちら
側だけの理由でございまして、向う
の——こちらから行く先が、日本の者
をあまり入れて実情を知らせたくない
という理由からどうか知りませんが、な
かなか許可がおりないという点が多い
と思います。

○小峯委員 私はこの優先外貨制の活
用の方法いかに、いわゆる貿易
がよほど直つて来はしないかと期待し
ておつた。今お話の通りですと、実に
心細い限りなのですが、これも仄聞す
るところによりまして、今まではたく
さん許可がなかつた。今後は相当激増
することがあるだろうというふうなお
話も承つておるのであります。どうか
その辺の消息をお調べになれば調べ
ていただいて、あとでけつこうであり
ますから御答弁いただきたいと思いま
す。

それから外国銀行のお話が今林委員
から出ましたが、外国銀行として外国
為替銀行との違い、これはもちろんは
つきりしておることでありますが、外

国銀行と日本の銀行で外国為替銀行に
指定されたものとの間におけるけじ
め、優劣というか、今のままでは相当
あるだろうと思ひます。外国為替をこ
ういうふうに扱つて来ます場合、今の
日本の銀行ではまだ御承知の通りコ
ルレスが開けておりませんが、その点で
ハンディキャップがあるだろうと思ひ
ます。そのコルレスの問題で御承知に
なつております点、言いかえればいつ
ごろからコルレスの問題が日本の銀行
で開けるか、また関連して外国銀行の
方針、業務の問題であります、この
問題も最近業界ではやかましい問題に
なつておりますが、その辺の消息を承
つておきたい。

○杉原政府委員 今のコルレスの問題
は私は承知しております。コルレス
はできるだけ最近の機会に開かせてく
れるということを司令部の方で言つて
おりますから、割合に早い時期あるい
は輸入の始まる前、あるいはそれに近
く許されることと信じております。そ
のほかのこととはひとつ大蔵省の方に
聞き願ひたいと思ひます。

○林(百)委員 この外国為替の価格の
決定ですが、第十一條を見ますと、こ
の会計において保有する外国為替等の
価格は、毎会計年度三月三十一日にお
いて外国為替相場と第一條の規定によ
り大蔵大臣が指定する外国為替相場を
いいとありますが、これは一年に一
回だけきめるといふわけですか。その
後の変動についてはどういふ処置もと
らないのですか。

○杉原政府委員 これは外国為替の相
場をここで決定したのではございま
せん、この決算を一年に一回やりま
すので、その決算のときの相場をきめ
るのでございます。

○林(百)委員 そうすると外国為替相
場というのは、そのとき々の相場に
よつて取引するわけですか。

○杉原政府委員 それは為替管理法を
ごらん願ひたいと思ひます。為替管理
法にどうするかということが書いてご
ざいます。

○林(百)委員 それを簡単に説明して
いただきたいと思います。

○杉原政府委員 これは基準相場を大
蔵大臣が内閣の承認を得てきめます。
○林(百)委員 管理法をここで説明し
てください。

○杉原政府委員 それから今度は「外
國為替管理法」は、大蔵大臣の承認
を得て、外国為替管理委員会が外国
為替を売買する相場を定めなければなら
ない。これが政府が買い上げ、ある
いは売り下げる相場であります。これ
をきめます。そのほか「外国為替管理
委員会」は、大蔵大臣の承認を得て、正
当な外国為替取引における外国為替の
売相場及び買相場並びに取扱手数料を
定めることができる。というので
あります。

○林(百)委員 あるいは連合審査とダ
ブつておるところがあるかもしれませ
んから、簡単に答えていただけばけつ
こうです。もう一つ伺ひますが、民間
貿易によつて取得する外国為替は全部
ここに統合されるのですか。民間貿易
と外国為替管理委員会による為替の統
制、この関係はどうなものでしょうか。

○杉原政府委員 これは大体日本の外
貨というのはいつとも非常に少いもの
で、これを一に集結して一番有効に
使おうというのが為替管理法でござい
ますから、民間貿易によりまして、

これはすべてこれに集中いたします。
○林(百)委員 そうすると具体的に民
間貿易をする場合の決済は、民間貿易
の業者が直接対外的にやるのでなく、
外国為替管理委員会との間にいろいろ
操作して、貿易の決済をして行くわけ
ですか。

○杉原政府委員 これは直接いたしま
せん。すべて外国為替銀行を通じてい
たします。

○川野委員長 本日はこの程度にいた
しまして、明日午前十時から開会する
ことにいたします。

午後四時五十四分散会

〔参 照〕

未復員者給與法の一部を改正する法
律案(内閣提出)に関する報告書
大蔵省預金部特別会計外二特別会計
の昭和二十四年度における歳入不足
補てんのための一般会計から繰入
入金に関する法律の一部を改正する
法律案(内閣提出)に関する報告書
薪炭供給調節特別会計における債務
の支拂財源に充てるための一般会計
から繰入金に関する法律案(内
閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年十二月二十五日印刷

昭和二十四年十二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所